

「今後の県の対応」に対するRD問題周辺自治会連絡会からの  
確認事項等に対する回答内容についての説明会概要

日 時：平成22年2月15日(月) 19:30～22:10

場 所：栗東市役所 第1会議室

出席者：(滋賀県) 西嶋部長、山岡管理監、上田室長、梶岡参事、井口副参事、卯田主幹

(栗東市) 乾沢部長、竹内課長、今村室長、太田主幹

(7自治会) 23名

(傍聴者) 約10名

(県会議員) 九里議員、沢田議員、西川仁議員、木沢議員

(市会議員) 13名

(マスコミ) 京都新聞、読売新聞、滋賀報知新聞ほか

(全出席者 約60名)

## 1. 議事録

住民：皆さん、こんばんは。ただ今より『県との話し合い』を進めさせていただきます。先般1月23日に『環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について』という説明を頂きました。それに対して、その内容の確認をさせてもらいたいと。並びに質問事項も申し入れをさせてもらいました。前回1時間と大変短かったもので、内容をちょっと詳しく説明してくださいということで、一応皆さんの意見をまとめたものを、先般2月4日に県の方にお渡ししました。今日はそれに対する返事ということで、説明を頂くこととなります。その前に、部長さんのお話を承りたいと思いますので、よろしく願います。

部長：皆さん、こんばんは。琵琶湖環境部長の西嶋でございます。本日は大変お忙しい中、またお疲れのところ、このようにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は23日に引き続いて、周辺7自治会の皆さまにご参加を頂いております。大変ありがとうございます。さて、本日は、去る1月23日に栗東市中央公民館でご説明いたしました『環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について』につきまして、2月4日にRD問題周辺自治会連絡会の方から頂きました確認事項や、質問事項にお答えする形で、皆さんが疑問に思っている点についても、県の方から説明をさせていただこうということで参りました。県といたしましては、RD問題を一日も早く解決する。そのために、これまで皆さんから頂きました要望とか、意見等をできる限り踏まえた上で、今回、環境省の助言等を真摯に受け止めて、県として皆さんの側に踏み込んで、対応方針を示させてもらいました。明日から、いよいよ新年度予算を審議する2月県議会が始まります。私どもといたしましては、この方針に基づいた予算を、不退転の決意で、しっかりと計上したというところをございまして、明日以降、県議会の皆さまに予算の承認を頂くべく、全力をあげて説明をしてまいります。なお、予算の執行につきましては、1月23日の日の説明で申し上げましたように、皆さんの、周

辺自治会の皆さんの同意がその条件となっております。県議会の審議でも、議員の皆さんからは、県民の代表の立場として、周辺住民の皆さんの思いとか、意向を、私どもにいろいろと尋ねられると思います。新年度予算は、有害物調査を中心とした内容になっておりますけれども、この予算が、約1億8千万円強でございますけれども、明日から審議にかかります。どうか、これが絵に描いた餅にならないようにしていきたいと思えます。RD事案を一緒に前に進めようではありませんか、皆さん。今日は、そのような思いで参りました。いろいろご意見はあろうかと思えますけれども、まずは県とともに、是非とも一歩踏み出していきたい。今日は、そのような思いであります。いろいろご疑問はあろうかと思えますが、やはり予算を執行していく中で、いろいろな疑問を晴らしていくということも大事でございます。執行しない限り調査もできませんので、そういう意味で、今日の会議、どうか解決に向けた確実な第一歩、第二歩を踏み出すと、そのような会議に、お互い是非としてもしていきたい、そのような思いでございます。この後、皆さんから頂いた質問、確認事項が70項目以上あります。全て一つ一つやりますと、かなりの長時間になるといけませんので、重複した部分もありますし、そういうものについては、ポイントを絞って説明をさせていただきたいと思っております。時間的な制約はありますけれども、今後の県の対応につきまして、ご理解いただきたく、丁寧な説明をさせていただきたいと思えますので、よろしく願い申し上げます。それでは座らせていただいて、県の方からお配りいたしました資料の、まず1枚目の所でございますけれども、その所を私が読み上げますので、その後、個々の問題に入りたいと思えます。今回、個々の質問にお答えする前に、総括的な事項として、ちょっと長いですが1ページを付けてまいりました。ここに基本的に県の考え方が集約されておりますので、まずこれをお聞き取りいただきたいと思えます。それではちょっと読ませていただきますので、よろしく願いします。

【環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について】という所でございます。今回お示した「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について」。以下「県の対応」と申し上げます。その基本的な考え方として、「当該事案の区域内の有害物をできるだけ除去する」とことといたしまして、実際にどのように有害物を除去するのかということについては、ここでは、今後追加的に実施するボーリング調査により、有害物を探していくということです。このボーリング調査については、30mメッシュを基本として、必要により10mメッシュでボーリングを行うこととしており、周辺自治会からのご要望も踏まえつつ、「有害物調査検討委員会」での助言に基づき、ボーリング箇所を設定していく考えです。ボーリング箇所数については、産廃特措法に基づき大臣同意を得て実施している他の事案の場合と比較しても、箇所数、面積あたりの本数において最も多い事案に属していると環境省から聞いております。しかしながら、今回のボーリング、最大45本の予算を見積もっておりますが、当然全ての有害物を探しきれないことが想定されることや、既に地下水に基準値を超過して溶け出している化学物質については揚水による汲み上げ浄化による方法でしか、除去はできないことから、「なお残存すると考えられる有害物は、浸透水及び地下水を揚水し、水処理し、浄化することを考える。」としたものです。ボーリング調査で探し、除去する有害物は特別管理産業廃棄物相当であり、対象廃棄物としては、汚泥、焼却灰、ドラム缶等としています。さらに、これらの有害物には該当しないものの、環境基準を超過する有害

物がまとまって存在している所が見つかった場合には、これら特別管理産業廃棄物相当の廃棄物を除去する措置に追加をして、このまとまって存在している有害物を除去することも検討するとしており、さらに追加的な措置を示させていただいたところです。今回お示した「県の対応」による対策工のイメージは、「できる限り有害物を撤去」し、その上で「原位置での区域内浸透水及び地下水の揚水浄化」を行うものです。この場合、必要に応じて「遮水壁等の設置」を検討し、最終目的として、区域内の早期安定化を図りたいと考えています。

このような形で、以下の質問にお答えする前に、まず県の基本的なスタンスを私の方から申し上げました。以下、ちょっとたくさんございますので、ここはどうしましょう。ここの後の答え方なんですけども。一つ一つ答えていけばいいのか、何かこう、特に関心の高い・・・。

住民：似たような内容のものがありますので、それをまとめて持っていけたらなぁと思ってますけども。一つ一つやると時間が足りないの。

部長：大きく1から6までですかね、6ブロックぐらいに分かれてるんでしょうか。そういう中で、基本的な確認という所から順次させていただいても結構なんです。

住民：できるだけ一つ一つ区切っていけたらなと。関連が全てあっちこっち飛びますんで、そこらへんは後で話さしてもらおうとか、前もって話るとか、その辺は臨機応変にやって、とにかく効率的にいきたいなと思ってます。

住民：すいません。その個々の質問に入る前に、今、部長さんがおっしゃられました総括的な話について、一つだけちょっと確認させていただきます。「できる限り有害物を撤去」ということと、それから「取り残したものを原位置で区域内浸透水及び地下水の揚水浄化で行う」と、まあこういうようなご説明をされておられますが、「できる限り有害物を撤去する」というのが、これ基本で、主体になってるというお考えでよろしいですね。

部長：結構です。

住民：それで、取り残したものがあれば、それは補足的に、というぐらいの意味ですね、揚水浄化をするという、こういう考え方で受け止めてよろしいんでしょうか。

部長：いずれにしても、先ほど申しましたように、県として一定の基準を引きますので、それにまず該当したものは全て取ります。それから、環境基準との間に入っているけれども・・・。

住民：あの、細かい方法はこれから後の質問でさせていただきますが、

部長：だから、そういうものも・・・。

住民：あくまで基本姿勢としては、できる限り有害物を除去する。これがあくまで主体です、ということをも確認している。

部長：結構です。

住民：いいですね。

部長：はい。

住民：ありがとうございます。

部長：そうしたら、2ページの1番の所、基本的な確認という所なんですが、ここでは特に、同意を求めているのはこの文書全体かと。今、文書を手元にお持ちかどうか、今持っておられますか。県の対応の1から3の所は、今回の基本的な部分でありまして、4は予算の概要を示しておりますので、1から3について皆さんの同意を頂きたいという部分でありまして。これについてですね、全て白紙の状態からの対応か、ということでもありますけれども、これは、これまでの調査結果や検討結果、住民の皆さんの意見や要望を受けて、その上で、県が環境省の助言を受けて、真摯に受け止めた上での最終的な対応というふうに取り扱っていただいて結構でございます。そういう意味で、白紙といいますが、全て連続はしている訳なんですけれども、私どもとして、最終的な工法を確定する前に、改めてきちんと調査をして、その上で最終的な対策工法を決定する、そういう意味での連続性は一応あるというふうに見ております。そういう意味で、今回の調査から対策工までは大きな一連の県としての作業になるというふうに思っています。4番ですけども、『「原位置浄化」を「有害物を除去を基本とする対策工」に変更するものと受け止めていいか。』これは、今のご質問と絡むんですけども、「有害物をできる限り除去し、なお残存すると考えられる有害物は」というふうに書いてますように、まず、有害物除去があって、その上で残っているものについては水処理をしていく。このようなことになろうかと思ってます。だから、まず見つけに行く、ということが先になると思います。ただし、それにつきましては、先ほど述べました『基準』を決めて、そして専門家の助言等を受けて、そして皆さまとの話し合いを進めた上で、県が責任を持って最終決定をする。こういうのが主な答えです。これがローマ数字 の部分『基本的な確認』という所について、私どもが本日用意した答えです。

住民：基本的な確認、これについてご質問ございませんでしょうか。それなら、無いようですので、・・・。

住民：すいません。先ほどの質問とちょっと関連がございますので、ちょっとだけお尋ねいたしますが、この4番の回答ですね。調査結果が出なければ分からないというような意味でお書きになっておられるのですか。そうでしょ。『調査結果及び有害物調査委員会の助言を踏まえて、周辺自治会の話し合いを進めた上で県が最終決定します。』ということ

になってますね。だから具体的にどのような対策工になるかは、今後おこなう、こういうことで県が判断します、ということですね。だから、実際に調査をやってみないと、どういう具体的な対策工になるかというのは分からないと。現時点では判断できないと、ということですね。

部長：対策工の基本は、先ほど申しましたように、有害物をまず除去するということと、残ったものについては現場で処理をする。この2つの形については変わりません。問題はその程度がですね、どのような・・・。

住民：ですから、その程度がですね、先ほどお伺いしたのは、有害物の除去というのがあくまで基本、主体であってですね、補足的に、取り残したものがあれば、それを揚水浄化するというごさいますよ。だから、とにかく有害物の除去に全身全力をあげると。そういう基本姿勢であるというふうに確認させていただいた訳です。

部長：そのための最後の調査として、予算を計上している訳です。

住民：はい。

住民：ほかにございませんでしょうか。では、次お願いします。

部長：次、2番目の基本方針、有害物除去についてなんですけども、まず『「できる限り」とは具体的にどれぐらいのことなのか』というふうにありますけども、ここにありますように、これまでに得られている調査結果や、今後おこなうボーリング等の調査結果及び有害物調査検討委員会の助言等を踏まえて、確認された特別管理産業廃棄物相当のものは全て除去します。また、特別管理産業廃棄物相当を超えないが、環境基準を超過する有害物がまとまって存在する場合には当該有害物の除去を検討します。ここには書いてはおりませんが、当然、専門家の助言等を得て検討してまいります。それから、『許可容量以外の31万 $\text{m}^3$ の撤去要求をどうするのか』という所ですが、これにつきましては、『県の対応』は、許可容量を超えた廃棄物を撤去するというものではありませんで、ボーリング等の追加調査を行って、県が今申し上げました特管相当物、こういうものを、できる限り探し出して除去するという、こういうのがスタンスでございます。それから、Bの所に行きますけども、このボーリング調査45本で十分なのか、という所がありますけども、これは、元々本来のこれまでやったのは、60mメッシュでやってきた訳ですけども、今回ここを改め30mメッシュで再度分割をして、未調査エリアを調査すると。そこで『必要に応じて』ということは、もしそういう不審物が見つかった時は、さらにそこで10mメッシュで切って、詳細な調査を追加して行うということございまして、現時点で、これにつきましては30m、10m合わせて45本という予算を現在は計上しております。この45本という調査を先ほども言いましたように、全国的に最も多い事案に属しているというふうな環境省の見解を頂いております。それから、11番ですけども、建物直下の話ですが、これまでに建屋ですね。建屋付近の調査も行っておりまして、その調査結果からみて、調査の必要は無いものと考えていますけれども、改めて調査検討委員会の助

言をいただいた上で決定します。13番ですね、供述等に基づく調査は検討してるのか。有害物調査検討委員会でRD関係者等の証言も資料として開示、提示をして、調査計画を検討する際に、これは当然の資料として併せて検討していただこうと思っております。それから、「ボーリングの位置決定は、住民の意見を取り入れるのか」という所でございますが、ボーリングの位置は、これは非常に大事な要素でありますので、当然のことながら専門家の検討委員会の結果を踏まえて決定いたしますけれども、委員の皆さんと、住民の皆さんとが意見交換していただく。そういう機会があるのはいいことだと思いますので、そのように是非していきたいと思えます。それから、その次は、・・・。

住民：すいません。あんまりこれ、いっぺんにいくと、質問がたくさんあるので・・・。

部長：いや、一つのグループで切ります。

住民：はい。

部長：有害物の所で、今まとまったことになってますので、もう少し進ませてください。それから、16番ですけれども、いわゆるKs1帯水層のモニタリング井戸の設置、これについては予定はいたしておりません。それから、粘土層の所まで調査する必要があるかどうか、ということでございますけれども、今回のボーリング調査は、有害物を探すという調査でありますので、廃棄物層とその直下の地山までやりまして、粘土層の下まで掘削ということは考えておりません。また、ボーリングは地山まで掘削するため、結果として粘土層の無い部分は推定できると考えます。それから、最後の調査として、既存井戸のみで十分か、ということでもありますけれども、これにつきましても、少し省略しますが、既存井戸調査で十分と考えておりますが、いずれにしましても、調査検討委員会でしっかり助言を得ていきたいと思っております。それから、あとちょっと細かい専門的な話が続きますが、22番ですね、帯水層の汚染状況。これも先ほどの繰り返しになりますが、帯水層の汚染状況調査というところは考えていません。以上が有害物の除去に関する基本的な所です。次のCにいけますと、今度は方法になりますので、ここで一旦切らせていただいて、質問等を受けたいと思えます。ちょっと専門的な話については、すいません、担当に答えさせます。

住民：この31万 $\text{m}^3$ の件で、これは、環境省の助言で、放っておいてもええってことですか。

部長：31万 $\text{m}^3$ のことにつきましては、この間の環境省の室長の話のやりとりにもあったと思うんですけども、これにつきましては、現在あるところの生活環境上の支障をですね、対象としてやっていく。

住民：要は、いくらオーバーしてもそのまま放っというてええってことやな。

部長：放っとくというより、そこに特別な産業廃棄物があれば、きちんと取っていく。

住民：無ければ、いくらあってもええっちゅうこと。

部長：それは、この前も言いましたが、環境省の方から答えがあったと思います。許可容量を超えているか超えてないかということでは、これについては、我々は今すぐには考えてはおりません。だから、30万 $\text{m}^3$ をまず除けて、という考え方じゃなくて、有害物を探しに行って、あれば除けると。

住民：環境省はそれでええっちゅう訳やね。

部長：この間の荒木室長と、          さんの話合いの中に無かったでしょうか。ちょっと私、詳しくは存じないんですが。

住民：今回は有害物を探しに行くので、不法投棄の31万 $\text{m}^3$ に関しては、ちょっと置いといてください、ということですね。

部長：そのような答えです、はい。

住民：我々は『基本要件』いうのを県に出してますけども、不法投棄31万 $\text{m}^3$ は撤去してくださいよ、という要求をしてますんで、それは、今回はその話は別にして、次の段階の対策工にあたっては、ちゃんとそれは含んでもらえるという、先の話、次の話になるんで、今日はあまり深くは話はしませんけども、そういうふうに理解はしておいてよろしいのでしょうか。そういう意味合いのことだと。

部長：いや、そうではありませんで、31万 $\text{m}^3$ の話については、『基本要件』でありましたね。11月24日。それも個別には答えてませんけども、それも全て受け止めた上で、その後、環境省の助言を、年末年始にかけて、いろいろと打合せをしました。あれを全部踏まえてやってる訳で、31万 $\text{m}^3$ というのが、もう一回その話合いとしてですね、この後に出てくるとは我々思っていなくて、我々は、やはり有害物を見つけに行く。それが今度の調査の主眼でありまして、新たにもう一回、これが4月以降に、31万 $\text{m}^3$ を除ける、除けないという話には、これは基本的にならないと思います。

住民：県のスタンスは、そういうことですね。で、我々のスタンスとしては、不法投棄31万 $\text{m}^3$ は除けてくださいよ、ということはピシッと要求してますんで、それはちゃんと受け止めていただきたいと思います。これ以上話すると、ちょっとややこしくなるので、止めときます。

部長：それを受け止めた上での、これは最終的な滋賀県としての答えだと、私どもは思っています。

住民：結局、環境省は、どんだけ大量の違法な埋立てがあっても、放っというええということになる訳やね。

部長：今回はですね、環境省との・・・。

住民：いや、今回とか、そういうことは関係ない。

部長：いやいや、環境省との打合せでもですね、これは何回もやりとりしましたけども、基本的にその『量』ではなくて、有害なものを取りに行つて、探しに行つて、それを今回は徹底的に探すんだということを、環境省と我々は話し合つてまいりました。だから『量』とかということではございません。

住民：そしたら、まあ、いくら不法投棄してもええっちゃうことやな。

部長：そういうこと、良いとか悪いとかの判断することではありませんで。

住民：そういうことになるわな。

部長：そういうこと思つてはおりませんで・・・。

住民：ほんな納得できんことあるかいな。ほんなもん。

部長：今回の書類はそういうことじゃなくて、有害物を見つけに行つて、あればそれを全て出すと、基準以上ですね、そういうことに調査を集中するということですので。

住民：そういうええ加減なことするとやで、今後埋立てして、どれだけの不法投棄あるか分からんよ。それを放置してもええっちゃうことになるで。

部長：不法投棄、確かに許可容量を超えておりますけれども、今回の対策は、そういう事実を全部踏まえた上で、そこにある有害なものを見つけに行つて、それを全部出すんだということに決めた訳ですから。決していい加減な対応ではないと思います。

住民：いや、環境省がいい加減や、そうやったら。不法投棄を助長するようなそんな対策方法があるかいな。

部長：私どもは、それを30万 $\text{m}^3$ というのじゃなくて、有害なものを出すんだ、という。それは6自治会、今は7になってますけども、5月24日でしたか、共通の、有害物を取ってくださいよという要望がございましたじゃないですか。それに対する統一的な答えですよ。その後11月にも来ましたよ、半年後に。

住民：別に31万も除けてくれつて出してるんですよ。

部長：それも11月に来ましたが。まず「有害物を全部除けて欲しい」というのが基本的



なお願いじゃなかったかと受け止めています。

住民：だから、それプラス31万除けなあかんやろ。

部長：その考え方は、採りません。

住民：いや、採らなあかん言うてるねん。

部長：いや、でもそれは採りません。いろんな意味も含めて、先言いました特措法にのっ  
とってですね、有害物を除去する。見つかった有害物を除けるということは、特措法の  
対象になると、環境省言ってくれてますけども、31万㎡そのものをということじゃない  
んです。

住民：そういうことでいくと、そしたらな。有害物を取り残しあつたらいかんで、これ。

部長：それは、分からなかった部分は、それは現地で。それは環境省も言ってます。

住民：分かるまでやらないかん。

部長：取りきれなかった部分については、それは現地でやる。

住民：分かるまでやらないかん。

部長：まあ、そういうご意見もありますけど。しかしね、基本的には探しにいきますよ。  
探しに行って、どうしても見つからなかった部分は、原位置で処理させてください、と。  
それはした方がよろしいというのが、環境省のアドバイスなんです。原位置でやります。  
それは我々が勝手に言ってる訳じゃありませんのでね。環境省と相談の上で、やはり取  
りきれなかった部分は、残存するものは、この場で水処理をする。揚水処理をするとい  
う方法と合わせ技で、ミックスでやるしかない。これは環境省もそういうふうと言っ  
てたと思いますし、私どももそうやと思います。

住民：いや、県が最初に出した方針なんてな。あれどこ行ったんやな。環境省の話が来て  
から、えらい違うやないか。

部長：それはね、・・・。

住民：ということは、県は今まで出しとった案は、全部引っ込めるということやな。白紙に。

部長：あのね、引っ込めるというよりも、我々もね、住民の人の一番ご心配になっている  
のは、有害物の存在ですから。それを探しに行って取るんだという方向で、そういうふ  
うな方向にしっかり県も踏み出させようという、環境省の助言もあった訳ですから。そ

れに、我々としても真摯に答えてる訳なんでね。そこのところ、どうか分かってください。決して、県がいい加減に変えたんじゃないんで、皆さんの思っておられる、不安に思っておられる方法に、より近寄った訳ですから。

住民：今から県の言うことは、全て環境省の助言の上に立ってるということでええ訳やな。

部長：これは、年末年始、我々も3回ほど環境省に行って、いろんな我々の県の考え方を言って、「それは県、こうした方がいいよ」とか「ここはそれでいいよ」とか、いろんな助言を受けました。その中で出した答えです。ですから、全て環境省のじゃなくて、県の判断もありますけども、大事な所は環境省のアドバイスを受けてということです。

住民：これから、ほんなら環境省の助言と、県の考えと分けてきてや。どこまでが環境省が言うてるか分からんから。

部長：基本的には同じです。

住民：時間もちょっと無いんで、その点はまた、新たにまた設けさせてもらうかもしれませんので。

住民：いいですか。あのね、さっきからね、有害物を見つけに行くとか、探しに行くとか、言っておられますけども、これね、判定の基準とするのはね、特管物の基準値でしょ。あんたたちおっしゃってるのは。そうでしょ。これはね、今まで私たちに示してきた時の水質、または土壤環境基準の10倍から30倍です。それだけ緩やかな法律ですよ。法律というか基準ですよ。それを持ってくる訳です。しかもそれ溶出ですよ。出ますか。今まで鉛だってね、1000倍出たこともあるんですよ。1000倍ていうか1000 mg出たこともある。だけど溶出では出てない。原因物があっても見つけられない。中性でやるからですよ。あそこはあれ違うでしょ。高アルカリ。または強酸の所もあった。条件が全然違うんじゃないですか。それで「見つけに行く」。何を探すんですか。見つかる訳無いでしょ。これで取れますか。何も取れないですよ、これは。

部長：決めつけていただくのは、ちょっといかがかなと思いますけど。

住民：今までのデータで、そういうものありましたか。無いでしょ。私、データ全部見るんですよ。そういうこと知ってておっしゃってる。

主幹：19年のボーリング調査をさせてもらった時には、おっしゃるとおり特別管理産業廃棄物に相当するものはございませんでした。また同時に、その値をもちまして、土壤環境基準の値と比較しておりますけれども、それを超えてるものは無くって、ホウ素、フッ素については、土壤環境基準までは及びませんでしたけれども、数値として出ているものはございました。ボーリング調査におきまして、おっしゃっていただいているような特別管理産業廃棄物に相当する数値については、見つからなかったというのが、19年の

調査でございます。

住民：そうでしょ。それ分かっててやってるんですよ、県は。見つからないのを想定してやってるんや、頭から。そうでしょ。溶出で試験やっていくと、pH7の中性で。そういうことでしょ。これね、高アルカリとか酸が出てるんやから、酸とかアルカリでやるんやったら分かるけど。

主幹：19年度のデータを見ていただければ分かると思うんですけど、溶出試験での当時のpHも測定しておりまして、アルカリの所があればpHが10位になってる所もございましたので、アルカリで溶けないということじゃなくって、そのような状況で溶出試験をさせていただきまして、その結果について19年度の対策委員会の中でご判断いただいて、その結果として判断をさせていただいておりますので、何もそのデータだけをもってですね、県が判断したものじゃないということは、ご理解いただきたい。

住民：ちゃんと書いてあるやろ。それで撤去すると。そういう基準にするんやから、それ以上のものでは取らねえけど、それ以下やったら取らねえ。そうでしょ。

住民：今言われている『特管物相当の有害物』というのは、今日の資料の中に、後半たくさん出てくる訳ですね。そういうこともあって、それはものすごく大事なことで。さらに話は、その場その場で話は進めていきますけども。質問していきますけど。

住民：現にね、浸透水、地下水、汚染されてる訳でしょ。されてるという事実がある訳です。それ止めないといけねえんですよ。そういう原因物を取り除かなあかん訳ですよ。それをね、中性でやってね、「出ませんでしたよ」というて、「ありませんでしたよ」というて、それは納得いかんですよ、これ。こんなやり方でしてもらっては、困りますよ。特管のね、これの基準そのものを持ってくること自体、間違ってますよ。

部長：特管の話は、また次の・・・。

住民：またじゃないですよ、これ。大事なことですよ。

部長：次の3の所でまた出てきますんで、同じこと。7ページ辺りで出てきますんで。

住民：それじゃ、もう一つ言います。PCBのことあまり言われてないのは何ですか。ちょっと、ここで言うて良いかどうか知らんけど。ドラム缶は撤去するんですね。そのドラム缶に入ってるのは、含有で0.02から1.2 mg/kgですか。そうでしょ。最高で1.2です。ところがAからEの廃棄物土調べた所と言うと、0.15から最高2.9ですよ。そのドラム缶よりも土壌の方が汚染がきつい。そうでしょ、これ。特別でしょ、本当に。これこそ特別なんですよ。廃棄物として。浸透水にまで出てるんですよ、これ。浸透水にまで、これ。PCB検出されてますやろ。これは検出されたらいかんもんですよ。検出されてるんですよ、現に。どうするんですか。

主幹：PCBにつきましては、今おっしゃっていただいておりますとおり、19年度のボーリング調査及び浸透水調査の方では検出されております。それ以降、浸透水については、2箇所については検査しておりますけども、PCBにつきましては、ボーリングした後の直後の時だけ、浸透水から出ております。ボーリング調査についての結果についても、おっしゃっていただいておりますとおり、2.9 ppmというような数値が出ておりますけども、こちらの方の数値については、あくまでも含有試験でございます。土壤汚染があるということになりますと、これらについて、これらが溶け出して、それを直接地下水として飲むというのがリスクでございます。また、直接表土にそういう部分がございますので、そちらのものが飛んでくるかどうかということについては、対策委員会の中でも十分議論されまして、これぐらいの濃度、例えば大阪湾の底質濃度等もこれぐらいの濃度でございますけども、これぐらいの低濃度であれば再溶出することは無いだろうという専門家のご意見もありまして、対策委員会の中でご議論いただいております。溶出する場合については、それが移動するということがありますので、対処をする。溶け出してこないものについては、そこにとどまっている。また、大変いろいろなものがございますが、その濃度で動き出すというようなことが当然考えられない、というようなご判断も頂きまして、既にあるドラム缶等については、それはそのまま放っておくということではできませんので、今年度対応するというのも、適正に保管するという対応をいたしますけれども、全体のPCBの危険につきましては、今後溶出してくるところでPCBが出てくるのであれば、そういうような動くようなPCBということで、対応の対象になると考えておりますけども、それも有害物の検討委員会の中で、十分ご意見等聴きまして、判断していくべきものだと考えております。

住民：納得できません。あること自体おかしいですよ。2.9 mgですよ。ほんなん基準いうたらかなりな数字やで。そして現にね、浸透水に出た訳ですよ。出たってことは、やはり溶けてたってことですよ。今見つからないから無い、と、そんなこと安心できますか、それで。安心できないですよ。

主幹：浸透水につきましては、来年度、この中でも予定しておりますけど、既存井戸の中で、再度、現状の新しい状況で採水いたしまして、その状況を新しいデータをもちまして再評価する。そのデータをもちまして、住民様含めまして、同じ考え方になるようにですね、今の状況がどういう状況であるか、というのを再認識しようということで、来年度浸透水及び地下水等については既存の井戸を対象に検査するというのを予定しております。

部長：またその問題、40番辺りでもう一回出てきますんで、再度そこでもう少し細かくお答えすることになりますので、通過をして、またその時お答えをいたします。もう少し進ませていただきます。ある程度まとめて、いきたいと思いますので。

住民：すいません。先ほどまでの所の質問なんですけれども。よろしいですか。時間があまりありませんので、私も気がせいっているんですけども。あの45本のボーリングで十分

かどうかという、9番目の質問でございますけれども。これはあくまで今回の追加調査という規定でございますね。前回までにやられたものに追加をするということで45本ということでございますけれども、前回までの調査ですね。私が記憶してる限りは、何度もおやりになっておられますけども、局所的・部分的といいますか、そういう内容が多かった。それから、途中で汚泥が出てきたり、あるいは表層ガス調査、VOCの調査をおやりになった時のVOC、ベンゼン等のVOCが検知されているにもかかわらず、その原因物質については何ら除去されていない。そのままである。あるいはまた、強アルカリの例におきましても、未だに高濃度のアルカリが出続けているということですね。この辺は、過去の調査した区域に入っていると思うのですけどもね。そういうことで、極めて過去の調査内容につきましては、私たちは十分とは思っておりません。できれば今回、改めてですね、全区域をやってもらいたいぐらいの思いなんです。まね、あちらこちら掘って、いろんなもん出てきておりますけども、これは今回の目的じゃないと言って、目の前に汚泥が出とっても全然触らずに、おやめになられたケースもございますしね。そんなことで、過去の、未調査区域に入れない、今までの調査の上に今回調査すると、そう言われてもですね、どうも全体がですね、どうもクリア、すっきりしない。こういうことで、もう一回全部やり直して欲しいぐらいなんです。だから45本でいいのかというのを尋ねている訳ですね。いかがですか。

部長：ご心配されるむきは、決して理解できない訳ではないんですけども、基本的にやっぱり60mメッシュで一回やってですね、そこで打ったポイントと、今回30mメッシュで全部切った時に、そのポイントが基本的にかぶった場合はですね、それは前のデータを信用していく。それは基本的にそうしていきたいと思っております。やはり全く未調査のポイントが出てきますので、それについてはしっかり見ていくという考え方で、原則的には分けていきたいと思っております。

住民：おっしゃることは分かるんですが、60mメッシュで19年にやられた調査はですね、ごく一部だけなんです。しかもそれは未調査区域のみ絞るという形でおやりになられたんじゃないですか。それよりも、区域全体を網羅した調査はやっておられない。何か問題があったら、局所的にはおやりになってますよ。狭い範囲で。しかし、全域をね、計画的にきちっとした調査なんかやっておられないですよ。しかも今回、未調査区域、かなり狭く絞られてるんじゃないかと思えます。だからそれ聞いても、調査委員会の先生方の助言で県が判断するなんてことも言ってますわね。もちろん住民とも相談するとは言っていたいはおりますけど。ずっとこの問題が始まって以来ですよ。過去10年。約10年、いろんな形で断片的な調査をおやりになってます。それでこれは今度の未調査区域に入ってるんですか。あの沈砂池の周辺だとかは。入ってますか。

室長：硫化水素が平成11年以来に生まれて、何箇所かボーリングしてました。平成19年の時は、処分場全体を60mメッシュにはめて、過去にやってある調査の所はそこを代表地点にして、無い所を60mメッシュでボーリングしましたので、そういう意味では全体の調査になってます。今回は、さらに60mメッシュを30mメッシュに細かくして、全くボーリングされてないその30mメッシュの区画の所をボーリングしようとしてる訳でござ

いますので、全体の調査になってるというふうに思っております。

住民：先ほど申し上げましたけどね、同じことを繰り返して言いたくはないんですけども。過去ずっと何年も前からですね、断片的な調査に立ち合わせていただいておりますけども、何かあってもそれを十分措置せずにそのまましていくケースが多々あったと思うんですね。そういう所は過去に調査した所だという形でね、蓋をされてしまうと困るということ言ってるんです。お分かりいただけますか。例えば強アルカリの部分は、あれはまた追加調査されるんですか。沈砂池の周囲。まだ強アルカリどんどん出てるでしょ。

室長：基本的にはですね、30mメッシュではめますと、あそこの沈砂池の辺りは入ってくるというふうに思ってます。

住民：入ってくるんですか。

室長：はい、と思います。それについてはですね。まあ逃げるということではないんですが、有害物調査検討委員会で、ともかくあの処分場全体を30mメッシュでですね、はめてみますとですね、沈砂池の所は栗東市さんが調査をされている所はあるんですが、あそこら辺は県としては打っておりませんので、実施しようではないかなというふうに思っています。

住民：処分場全域をね、仮に30mメッシュでやれば、大体44,5本になるんです。しかし10mメッシュで詳細に調べる箇所は何箇所かあるんでしょ。それを含めて45本と言われてるんでしょ。

室長：私どもの、仮に30mメッシュでやると、こんな感じになるなというシミュレーション、予算上の見積りの中でですね、過去で打っている所は除外させていただいてます。そういうことからいいますと、21本くらいで30mメッシュはいけると思ってます。あと残り20何本、それがまあ10mメッシュで必要なんかなと。ただ、おっしゃるようになりますね、30mメッシュでおかしなものが出てきたら、10mメッシュでせざるを得ない訳ですね。だから予算的な見積りの中で、どういう形でやるかは別にしましてもですね、まず30mメッシュでやらせていただいて、そしてそこから特管物が出てきたら、それは10mメッシュでやろう、というふうな考え方しておりますんで。

住民：まあ、30mメッシュと10mメッシュでだいたい同じ面積を掘るのにですね、10mメッシュでやれば、30mメッシュで1本でいいところが9本いるんですよ。10mメッシュでやれば。だから10mメッシュの場所をちょっと増やしたら、ものすごい本数増えますよ。9倍増えるんですよ。45本で十分いけるんかどうかいことを聞いているんですよ、私は。

室長：あの、予算計上は30mで分割して、調査を考えられる所のエリアを調査し、そこで特管物相当に抵触するものが出てくれば、10mメッシュで調べていく。そのの・・・。

住民：それが何箇所も出てくれば、9倍に増えるんですよ。あの30mメッシュの。

室長：知っています。

住民：ねっ。だからそれが4箇所、5箇所出てきたら、すぐに45本なんていう本数、無くなりますよ。

室長：45本の本数を恐れている訳じゃなくてですね、特別管理廃棄物相当が出てくれば、それは取らないかん訳ですよ。そうすると、取るためにはどうするかというと、10mメッシュで・・・。

住民：範囲を大体つかんで・・・。

室長：ちょっとすいません。しゃべらせてください。だからそれで範囲をつかんでいく訳ですから、今度は有害物除去をすると、多大な金がいります。で、調査の中で、ここからここまでやなということをはっきりと把握していく。まあ実はちょっと多めに取らないかんと思うんですが、そういうことからいけば有害物調査のボーリング調査は、必要であるということで、今、県議会には、予算上は最大で45本しか見積もっておりませんけども、必要があれば、それはやっていく必要があるのかなと思っています。

住民：要は、過去の調査分も含めて、まあ最終的には、ほぼ全域に近い範囲で再調査をお願いしたいという所もたくさん出てくるというふうに思います。で、それから、そういう詳細調査も当然これは必要なことだと思います。そういう意味で本当に45本で、これ足りなかったら、また補正予算で、予算立てるんですか。

部長：あのですね、そのところについては、今、予算の積算上のことを、私どもの上田は申した訳であって、実際に見つかれば、必要な本数を打っていかねばいけないと思いますので、それについてはまた議会へのご相談、また財政当局との相談がありますけれども、これを上限という意味で設けている訳ではございません。それは。

住民：上限じゃないんですか。

部長：予算としての積算をしているのが45本ということですから。だから、もしメッシュの所がたくさん出てくればですね、これはやはり予算必要なことを私どもも、財政当局に説明せないけませんから。これだけの中でこういうものが見つかったと。それはやはり私どもちゃんと説明していきます。中ですね。今の時点で、もちろんこれは、補正するとか確約はできませんけど、今の予算で取っているのは、まだボーリングも打っていない訳ですから、1本も。打っていない中で、とりあえず30mメッシュでこれくらい。そこで仮に見つかったら10mでこれくらいというのを、今仮に置いている数字ですから。今の時点で、これが全てと・・・。

住民：必要があれば、必要なだけは調査をするということによろしいか。

部長：断言はできませんが、出てくれば取るのがこの調査の目的ですから。特定するのに必要な調査はする必要があると思います。

住民：あの、ボーリングのコアの直径は、なんぼくらいですか。60ですか、86ですか。

副参事：86くらいです。

住民：86のボーリングですか。

副参事：はい。まあ、絶対そうやということではありませんが、それくらいで。

住民：コアの直径ですよ。

副参事：はい。

住民：コアの直径。

副参事：はい。

住民：一つ、あの建屋及び焼却炉の基礎部分ですね。縦横の面積どうなってるのか。面積というか、何メートル、何メートルになっているの。

室長：あの、焼却炉にね、向いている部分ありますやろ。あの入り口の所。あそこが大体30mくらいやと思います。

住民：基礎全部やで。

室長：えっ。

住民：基礎全部やで。

室長：今、上から見ていると、そうことかなと思っていますけど。まだ具体的に図っていませんけど。

住民：ちょっとそれによってな、近くで調査したから、もうあそこはええっていうことが通らへん。

住民：だいいち5mしか掘ってないやん。底まで調べてないやないか。



室長：あの、ケーシング調査で、一番近寄れる所を掘らせていただいて、それは、地山まで掘らせていただきました。

住民：そこはね、でも5mしか掘らんかったとか、あそこら全部掘ってないやないか。

住民：それは知ってる。

室長：そうですね。それから、北尾団地側の方の一番近くの所で。

住民：それも知ってる。

室長：それは、ボーリング調査で、それも地山まで掘らせていただいたので、今5mとおっしゃったのは、ちょっと違うのとちゃうかなというふうに思っています。

住民：えっ。だって、あの小屋の所の後ろ、5mしか掘らんかったやんか。あっくらボーリングしてないやないか。

室長：私ら申し上げているのは、焼却炉の建物の一番寄れる所ということで掘った所については、今、ゴミ置いている所の一番近い所で、ケーシングを地山までやりました。そこから今度、そこから左側になりますけども、ボーリングをさせてもらってますので。ということで、まあ答えは書かせていただいておりますけども、それはまた調査委員会でご議論いただいたらええかなと思っております。ただ、5mしか終わってないというのは・・・。

住民：何メートル、何メートルの大きさがそこに残るのかというのが分からんとな。今分からのやったら後でもいいし。

室長：ほんで、それはですね。また30mメッシュを張った時に、有害物調査委員会で、また住民の皆さんとご議論いただく訳ですから、ここやというような所は、また言っていただいてですね。掘って行ったらいいんじゃないかなと思ってるんですけど。今議論するんじゃなくて。ただ、私どもは予算的には45本確保させていただいて、その中で30mメッシュでやって、特管物が出てくれば、10mメッシュでやらせていただくと。それが何箇所も出てくれば、これは範囲の特定をするためにやらざるを得ませんので、予算的な措置を財政当局にお願いしていくという形になると思っております。

住民：建屋の所はせえへんと言っているからな。

室長：いや、せえへんとは書いていない。

住民：無いと考えると書いてある。

室長：はい。前回の対策委員会の中で、そういうようなご議論がありましたので、ケーシングで地山まで掘りましたし、まあ、2箇所掘ってますんで。だから2箇所ですらんと  
いうことであれば、また検討していく必要があるだろうというふうに思っています。

住民：ボーリングした所からな、入り口の端まで相当な距離があるよ。あの間、何もして  
へんやん。

部長：この部分も、もう一回読みます。「必要ないと考えていますが、委員会の助言を頂い  
た上で決定します」ですから。もしどうしてもその場所が気になるということであれば、  
その委員会の場で、是非ともそれは皆様のご意見を聞かせていただく場を必ず作りま  
すので、その場で言っていたきたいとそう思います。

住民：ガス化溶融炉のね、あの建物も、あれはゴミの上に建ててるはずなんです。そうで  
しょ。だからあの建物の下は未調査区域でしょ。それで言ってる。

住民：あの下が全部ゴミやというのは認識してる訳やね。

室長：あの、ゴミ。すいません。ゴミという認識プラスたくさんのパイルが打ってるとい  
う・・・。

住民：それは基礎の部分な。

室長：基礎部分で、ちょっと何本や、ちょっと私、100本単位・・・。

住民：240～50本です。

室長：240～50ありますんで。あの狭い所で200本打ってる訳ですから。そこら辺がどうい  
うふうに評価されるかということがあります。まあ、有害物調査委員会の中で、ここも  
未調査区域やし、住民さんのご心配が大きいんだからということであれば、掘っていつ  
たらいいというふうに思います。まあ技術的な問題が少しあるかもしれませんが。

住民：はい、ほかにございますか。

住民：良いですか。基本方針の、県の方ですけれども。「県は当該事案の区域内の有害  
物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定する」云々とありますし、  
この部分についての「できる限り」というのは、どのくらい除去するのかというのを、  
6番で回答いただいている訳ですけども、この有害物を「できる限り」、この有害物とい  
うのは、6番の回答を見させていただくと、これは特管物相当のものと、後はその環境  
基準を超過して固まって存在している有害物というものが、ここで使われている有害物  
というふうに解釈したらいいんですか。

部長：はい。有害物の県の基本方針の2番にありますように、まず、「ここでの有害物は特別管理産業廃棄物相当とする。」まずそこからですね。一つ飛ばしてで「超えないが、環境基準を超過する有害物がまとまって存在している所が見つかった場合は」ということですから、間に入るようなファジーなやつでもですね、調査委員会に相談をして、場合によっては安定化した方がいいぞということであれば取らせてもらおうと。そういう意味で、有害物の定義は全てそういう定義です、はい。ちょっとあの、もう少し質問したいと思いますけど、また有害物の質問が幾つか続きますので、全て関連しますので、ちょっと大事な質問が幾つか続いてますので、もう少し行かせてください。そこでまた止めますので。5ページの辺りですけども、この辺りでは23, 24は完全にこれは重複した質問ですので省略いたしますが、25番では委員会のことが出てまいります。ここで、「委員会は住民も信頼できる構成内容でなければならないと考えるがどのように検討しているのか。」というふうにありますけれども、これは環境省の方からもですね、純粋に専門家の先生から助言を頂いて進めてはどうかという助言も頂いておりますし、県としても、純粋にここは、いわゆる学識経験者、いわゆる専門家からなる委員会で、是非ともご検討をお願いしたいということで、そのような委員会を設置したいと考えております。26番で「住民が参加できるよう検討してもらえるのか。」ということではありますが、ここについては、今までの25番と関連しますが、委員会は純粋に専門家となるものとして考えています。しかし、委員会は全て公開いたしますし、委員会の中で、住民意見を聞かれる場、これは是非とも設けたいし、設けていただくように委員会にも、我々として、ちゃんと申し入れたいと思います。それから28番なんですけども、「住民の推薦する学識者を入れる考えはあるのか。」ということですけども、まあ委員選定にあたっては、幅広く意見を伺って、県で決定したいと思います。この幅広く意見を伺うという中に、住民さんのご意見がですね、入らないとは我々思っていません。ただし、最終的には、やはり今言いましたように専門的な学識者であるということをや要件として出しますので、場合によっては国とも相談をしながら、最終的に県として委員さんを絞っていきたい。この最終的な決定の責任は、県で負いたいと思います。それから、次の6ページでありますけれども、委員会はもちろん全て公開でやらせていただきます。場所は基本的には津市内を考えておりますけど、議題とか、委員の都合によっては津市以外の所も、もちろんあると考えています。議事録は全て公開をいたします。それから32番ですが、住民の方が意見を聞かれる場、意見を開陳される場は必ず設けます。それから33番は、繰り返しになりますので省略いたします。それから「その他」の方に行きますけれども、調査等で住民立会ができるのかということでございますけれども、基本的に調査は公開で行います。ただし、重機等を使う場合もありますので、安全上の配慮から立入区域の制限はさせていただこうと思っています。36番、住民参加の視点が欠けているのではないかと、相観的なご意見でございますけれども、そういうことにならないようにですね、我々としては基本的に配慮していきたい。幾つかご要望にお応えできないこともございますけれども、最終的に全面公開をし、住民の意見をしっかりと聞く、そういうような場所をきちんと確保したいと考えています。ただ、37番は、現在どの法令にあることでございますけれども、これは前回の環境省の室長のお答えを、そのまま書かせていただきました。それから、先ほどの[ ]さんのお話にもありましたけれども、

ローマ数字の から以下が、非常に細かい部分になります。特管物とはどのようなものか。それから、どのようなものを対象としているのか。このような辺りを、先ほど申しましたように、特管物の定義を38番で申し上げています。それで対象物を、ここで焼却灰、ドラム缶等に限定する理由について39番で述べております。この後、以下ですね、8ページの方に続いております。それについてはご質問があると思いますので、その時に、また担当からお答えしたいと思っております。44番、「どのような方法で見つけに行くのか」。これも重複していますが、ボーリングコアについて特管物の汚泥の判定基準によって、浸透水・地下水汚染の原因となる汚泥・焼却灰を判定いたしますということになります。それから10mメッシュボーリング、30mメッシュボーリングにつきましては、先ほど さんのお答えしたとおりでありまして、45, 46, 47この辺りは、先ほどと重複してまいります。それから、もう少しすいません、有害物が続きますけれども。今度は特管はいかないけれども、達しないけれども、「環境基準を超えてまとまった有害物」とはどのようなものになるか。これも大変関心のある質問かと思っておりますけれども、ここに48番にその答えを掲げております。今回30mメッシュボーリング調査と、さらに10mメッシュボーリング調査に移行した時に、深度ごとの試料の判定試験の数値から、特管物である有害物を判定すると同時に、土壤環境基準を超過する範囲も調べたいと考えます、ということになります。そのため現時点では、具体的にどれくらいの容量だということは例示、提示することはできません。なお、掘削の除去についてはですね、委員会で処分場跡地の安定化に関する視点からの助言ということで、取った方が良いという助言を頂いたらですね、具体的にそのような助言を受けて、県が判断していきたいと思っております。「まとめて存在をすることの調査方法はいかがか」ということでもありますけれども、これも今までと同様でございますけれども、環境基準を超える範囲を調べたいと考えています。「まとめて存在しない有害物はどうするのか」ということですが、まとめて存在しない有害物の特定は、これは難しいと考えますので、これについては先ほど申しましたように、残存する有害物というふうに規定をして、浸透水及び地下水を揚水処理すると、このような方法で、いわゆる次の手で、これは浄化をしていきたいと、このように考えております。すなわち有害物の除去と、原位置での水処理、これのミックスでやっていきたいと思っております。とりあえず、10ページの55番まで行きます。「環境基準とはどの法律を指すのか。」ということでもありますけれども、説明においては、土壤環境基準、地下水環境基準と使い分けてはいますが、環境基準はダイオキシン類を除いては、環境基本法に基づき定められているものであります。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特措法に基づいて定められてる、これを指すものであります。ちょっと、溶出試験云々については、また場合によってはお尋ねください。専門的なことでございますので。それから、55番でございますけど、「すでに有害物の存在が明らかになっているのはどうするのか」ということで「鉛汚染土等については、調査するまでもなく掘削除去すべきものとする」ということでもあります。ここは繰り返しの所はもう読みません。鉛の含有量が土壤汚染指定基準150mg/kgを超えた約5000立米の土壤、あるいは17年度の西市道側平坦部の廃棄物土は、これに該当しないというふうに考えています。なお、土壤環境基準を超える範囲の掘削除去については、有害物調査検討委員会で検討していく。まあ、このようなことでございます。一応、55番までまとめて有害物関係が全部固まっておりますので、主な質問について回答させ

ていただきましたが、ここまでについて、今、回答しなかった部分も含めて、ご質問、あるいはご意見をお聞きしたいと思います。

住民：すいません。あの、質問が山ほどあるんですけども、私一人で時間を頂く訳にはいきませんので、少しずつばらしてお聞きしたいと思います。3ページに戻っていただきましてですね、有害物調査は、ガスクロなんか、あるいはMSが含まれたものかという質問をどなたかされてますけれども、それに対する回答をですね、ちょっとお尋ねしたいと思います。あの、試料採取現場でね、ガスの調査をやらないのですか。あの例えば豊島なんかの調査方法を見ていますと、現場でまず表層ガスを調べましてね、それからボーリングで調査をして、ボーリングコアをですね、2mごとに試料を採って、ポータブルのガスクロでVOCの分析をしてますね。まあ、こういうことはやらないのでしょうか。これ特管物なんですけどね。それから、廃棄物土についてね、溶出試験を予定してまして書かれてますね。溶出試験か含有試験かという議論は、対策委員会でも随分ありまして、たしか両方やるということになったと思うのですけれども、先ほどの豊島の調査例を見てましてもね、溶出と含有量試験と両方してますね。やっぱり含有というのは、溶出の原因物質だと思いますし、物によっては微粒子にくっついて、それをろ過してしまって、溶出だけでは出てこない。しかし、いずれ何か環境が変わったりなんかすれば、溶出化ということもありますし、原因物質でございます。それでね、そういう原因物質を除かなければ意味がない訳ですね。同様に水の試料も、ろ過しないで全量でやってもらいたいと思う訳ですが。要は、有害物を探して、有害物を除けるというのが基本ですわ。一番の冒頭に、私確認させていただいたように。だから有害物が見つかりやすい方法でやれば良いじゃないですか。あっても有害物を見落とってしまうようなね、そういうのでやるというのは、どうも分からない。それまあ一つですね。先に質問させていただいてもいいんですけども・・・。

主幹：たくさん質問いただいていますので、とりあえず先に答えさせてもらわないと忘れてしまいそうなので。ガスマスの話ですけども、こちらの方については、今おっしゃっていただいたとおりに、ボーリングコアの採取中にですね、ガスマスで行いますと、そこにガスマスの機械を持ってこれませんし・・・。

住民：ポータブルがあるのと違うの。

主幹：ポータブル等については検討しております。ただ、現状でですね、ポータブルを使うのか、それとも検知管等を使うのか。前回の平成19年の時は検知管を使わせていただきました。ポータブルのものを使うのか。これは簡単に持ってこれますので。なぜガス調査をするのかというと、VOCが微量な場合については、その場所でどの位置にそういうものがあるだろうという推定ができますので、有効な方法だと考えています。ただガスマスということになれば、一旦分析機関に持って帰ってですね、それから計量証明が上がってくるということになりますので、時間がかかりかかってしまうということで、どこを測定したらいいかという情報には、なかなかつながらないので、現場での調査方法については、これらについては検討委員会・・・。

住民：なぜですか。2 mごとに豊島では取ってるじゃないですか。

主幹：あの実施・・・。

住民：なんでそれが場所が分からなくなるの。サンプル採った位置を記録しておけば、それでいいんじゃないですか。違うの。

主幹：そのおっしゃっているのがね、ポータブルのガスクロであればですね、おっしゃっているとおりの方法ができますので、その辺は検討いたしますが、ガスマスというのはですね、ものすごく微量なものを計るものですから、かなり希釈して計らないと目的のものが計れませんので。その辺のところについては、検討委員会の中で十分ご議論いただけるものだと思いますけども、今のところ、何を探しに行くかということについては、先ほど申しました、特別管理産業廃棄物相当の汚泥でありますとか、焼却灰でありますとか、若しくはドラム缶を探しに行く調査でありますので・・・。

住民：ああ、それね、後でまた私、別の項目で質問させていただく予定なんですけど、何でそのドラム缶とね、汚泥とね、焼却灰に限定したのか、全然理由が分からない。一方的にそんな限定してね、特管物の範囲を狭めてもらいたくないんですよ。まあ、これは後で、また有害物の所で言います。

主幹：あと2つ頂いた質問、今の議論の中で、すっかり忘れてしまいましたけれども。あと分析方法でありますとか、調査方法については、こちらの方については、今までやってきた方法もございますけども、併せて分析の方法については、検討委員会の中で、改めて確認をさせていただきたいと思っております。こちらへんについては、マニュアル等も定めてですね、統一した方法でやった方がいいと現時点で思っておりますけども、検討の中身については、対策委員会の中でやられる予定でございますので、今のところ必ずこういう方法でやりますということは・・・。

住民：そうしたらね、そうしたら、今ここでね、「ポーリングコアの溶出試験と、ダイオキシン類はその含有調査を実施します。」と、はっきり書かれているでしょう。あの、ペンディングでね、調査委員会で聞かれる前に、何で断定的なことを言われるんですか。

主幹：あの、こちらの方については、・・・。

住民：誤解を招きますよ。

主幹：いえ、こちらの方については、このような特別管理産業廃棄物を探しに行くという調査ですから、必ずこの調査をしなければ分からない。分からないから・・・。

住民：探しに行くのにね、なぜ溶出試験だけやるのですか。ダイオキシンの含有試験は当

たり前ですけど。

主幹：だから、基準の・・・。

住民：探しに行くのであれば、含有試験もやればいいじゃないですか。その方が分かりやすいんだから。

主幹：取り除くについては、こういうものを取り除くというものですから、特別管理産業廃棄物自体がですね、国の定めた基準がありまして、定めた方法がございますので、こちらの方を使って判断をさせていただくというのを基本的に考えております。だから、これは溶出試験と含有試験は必ずいたします。これによって除去する範囲を定める試験でございますので、ここは、この試験をやらない限りですね、どこを除去して、ボーリングコアの、例えば10mメッシュでやった範囲ですね。何本目から何本目までを除去するという範囲を定めるのは、この方法でさせていただくということで、説明させていただきます。

住民：いわゆる探しに行く時点で、含有試験も溶出試験と併用してやるということですね。

主幹：探しに行くのは、ガスについては、該当する部分の、例えばVOC等があるので、ガスクロも検討するということですが、あくまでも除去するのは特別管理産業廃棄物ですので、これらが溶出してくるもの、及びダイオキシンについては含有してくる、しているものについては特別管理産業廃棄物になりますので、これらの試験を行うというのが基本的です。だから、そのおっしゃっているように、含有試験を必ずやるということは、今のところ決まっておられません。

住民：あのね、決まってるとか、決まってないじゃないんですよ。

住民：それは、あの、あれでしょ。あの調査委員会の助言を聞いて判断するということじゃないんですか。あなた、今さっき含有試験もやりますと言われたのじゃないですか。

主幹：ガスの試験検討はしますという。検討しますという。

住民：ガス？

主幹：ガス。

住民：ああガスはね。ほかの試験は。特管物。ほかのガス以外のものは。

主幹：特管物という、あくまでもサンプリング上のどこが危ないというのは、このガス等で分かると思いますので、必要な情報だと思っておりますけれども、ただ探しに行くのは溶出試験で基準をオーバーするものです。

住民：だからガスの場合じゃないんです。例えば金属の場合とか。

主幹：金属の場合等については、あくまでも除去するもの。先ほど、説明が部長の方からあったと思いますけれども、鉛が150を超えるという含有試験の結果ですけれども、こちらのものは、今のところ除去する対象にはしていないと。だから含有するものは対象にしませんよということで、説明をさせていただいています。

住民：原因物を探しに行くなんて、思ってないですよ。さらさら思ってない。でしょ。はっきり言ったらいい。

住民：原因物を探しに行くにあたって、特管物の調査と、環境基準の調査をしますと。これは、それをもってやりますという判断ですけど、それは、検討委員会で何をもってやるかというのは、検討委員会で検討はしないんですか。もうこういうやり方でやりなさいということで検討委員会に示す訳ですか、県が。有害物を探していくには、専門の委員さんが、純粋なやり方で、基準を決めてやっていくはずだと思うんですがね。それは県が決めてしまう訳ですか。それ以外は、もう駄目だということですか。

主幹：おっしゃっているのは、よく分かりますけれども、除去するものとして、特別管理産業廃棄物相当のものを除去しますということをお約束させていただいておりますので、それが判断できる分析方法でやる。ほかの方法でやっても特別管理産業廃棄物に相当いたしませんので、例えば環境基準を超えて固まっているものについては、跡地の安定化については、十分有効だと考えられる場合もありますので、それらの除去については、検討委員会でご意見を頂いて、ご助言を頂いて除去することもあると思いますけれども、今お約束させていただいているのは、あくまでも特別管理産業廃棄物相当のものを見つけに行き、それを、場所が分かって量が分かれば、それは必ず除去しますということをお約束させていただいておりますので、ほかの含有試験でオーバーするものはどうするのかということであれば、それは除去する対象にはなっていないということと、それは特別管理産業廃棄物に相当するものでないということで、ご説明になると思います。

住民：はい。その特別管理産業廃棄物相当という、最初からずっと大変疑問に思っているんですが、ここはR D安定型処分場跡地。これは跡地として厳然としてある訳です。ここは安定型4品目だけを入れて良い訳です。それ以外は入れたら駄目なんです。それが基本なんです。今いう特管物相当というのは、これは管理型に入れてもいいのかどうかという判定基準なんです。ここの安定型処分場の跡地に管理型の基準を対応しようとしてやっている訳ですね。そうじゃないんですか。

住民：処分場を管理型にするつもりですか。

住民：管理型やったらそういう意見も分かります。納得もできます。



住民：それなら、それなりの説明をしてくれたらいいやん。

室長：環境省から、2回ほど説明があったと思うんですが、いずれも■■■■さんの質問であったと思うんですが。先ほども部長からも話しているのですけれども、処分場であった時に不適正な処理・処分が行われて、支障が出ていると。その支障を廃棄物処理法できちんとやるんやと。本来であれば事業者がやらないかんのやけど、県が代執行でやると。そういうふうにお考えくださいということは、環境省の助言に確かにあったと思うんです。だから・・・。

住民：それは、ちょっとおかしいんと違う。

室長：いや、おかしいというよりは、そういうことでございますので。だから、今申し上げているその中で、有害物というのは、私どもは特別管理産業廃棄物。それを判定するのは溶出試験しかできない。だから溶出となっているさかいに、溶出でやらせていただきたい。こう申し上げている訳です。

住民：国が助言があったから、その助言に基づいて県はやりますということですね。今まで県は、そういう特管物のそれが出た場合は出しますと、一言も言ってなかったけど、国の助言によって、それはものすごい高いハードルに設定してしまったと。国の助言というのは、ものすごい後退しているんですよ。今までの県の姿勢より。

室長：環境省は、全国的な事例の中で、また法律を所管される、そういう位置づけの中で、助言をしていただいた訳ですから。しかも、県が実際にそういう対策を打とうとすると、これから実施計画を作っていくことになります。その実施計画をお認めいただくのも、国ということになりますので、国を超えた話というのはですね、ちょっと、もう難しいのかなと。だから我々は環境省の助言を受けて、そして粛々とやっていきたい。そういう思いでございますので、環境省の助言がおかしいという議論なってくるとですね、これは。実は、直接の環境副大臣がここまでおいでになってというようなことは、あんまりよそでは聞かない話ですので、そこはやっぱり環境省の助言をですね、しっかり聞いて、そしてしっかりとやっていこうということでございますので。

住民：いやいや。今までの県の姿勢はね、そんな特管物どうこうという、そんな高い値を、この処分場に当てはめませんよと。土対法の基準。これもね、土対法というのは、そこでやるという土対法は、廃棄物処分場の跡地に、その法を適応してはいけないというのが、通達がずっと出てきてる訳なんです。そうでしょ。そういう中で、特管物は、今まで県はそこまで行かないと言いつつ、今回、副大臣が来たということで、それは良いということになったから、それを当てはめるとは、全然、後退も後退。今まで特管物なんて一つも出てきてないでしょ。処分場から。出てきてるんですか。県が措置命令をあげたのは、特管物が出たからあげた訳じゃないんでしょ。無いと分かっているそれをやろうとしている訳でしょ。前の調査委員会の時でも、特管物は見つからなかったと。先生らと話しても、まあここは無いだらうというのが大方の意見でしたけどもね。それをあ

えて持ってきて、さあ有害物を出しますよと言われても、それはちょっとごまかしじゃないのというイメージなんですけど。

室長：あの、今■■■さんがおっしゃった、特管物は無いだろうということを専門家がおっしゃったというのは、いつのことでしょうか。

住民：報告書には特管物は無いというのが書いてますね。

室長：いや、見つからなかったというのはあるかもしれませんが。

住民：見つからなかったとか。

室長：いや、見つからなかったということと、無いということはちょっと違うと思うんです。だから今おっしゃるような無いということであれば、今調査しているのは意味無い話ですわね。有害物というものが、非常にご要望いただいて、ご心配を頂いている訳でございますので、60mメッシュでは探したことにならないやろと。まあ平たい言い方すればね。だから細かく30mメッシュでやりなさい。そこで出てきたら、もっと調べて、そして出さないという厳しい指導やと思っています。

住民：いや私が言っているのは、特管物というのは、ものすごい高い水準ですよ。それを真に受けて、それでやりますというのは、ちょっとおかしいのと違いますか。

部長：あのですね、国もこれ、今回環境省の方もですね。有害物の除去というのは、特措法の延長ということも、当然、彼らは汗かくと言ってますけども、特措法の対象となっておりますね、有害物を除去することも、対策工として認知をして、それが財源手当をします。起債をはらせると。それに対して交付税も、交付税はいわゆる県に対して一般財源が来る訳ですけど、そういうものも措置をします。これ税金が来る訳ですよ、国から。国民の税金を頂く訳ですね。そういう時にですね、何の基準も無いというのは、これは国としても、これは認められない。きちんと基準を引いてください。それが我々は今、特管に線を引いた。しかし特管に達しなくてもね、環境基準を超えて、いわゆるファジーな所についてもですね、それは超過部分があったとしても、それは特管を満たすんだから、もう詐称するのじゃなくて、そういう部分があってもですね、それは一応ね、相談をして、それについても対処しましょうというふうに書いている訳です。2段構えで・・・。

住民：検討じゃないですか。対応じゃない。検討じゃないですか。やるかやらないか分からない。

部長：だからね、見つけに行く気が無いだろうとおっしゃいます。これは、大変残念で、・・・。

住民：残念ですよ。こっちも。

部長：いや、これだけの県の税金を頂いてですよ。我々も調査費を計上して、探しに行こうとしている訳ですよ。それが、いろいろ先ほど言いましたけれども、いろんなご批判はあると思いますよ。でもね、一緒に考えていくという姿勢がまず無ければ、予算を執行していくという姿勢が無ければ、調査もできないんですよ。だからそれは、我々も一緒に考えましょうと言ってますよね。ただその時に、県が予算を取ってくる時のいろんな基準として、今いろいろ設けています。委員会にご相談もします。しかし、先ほど言った、いわゆる法律に基づくような基準、それを満たす分であっても、曖昧な部分についても見ていくという2重の対処。そういうものをですね、踏まえた上でね、そういう安全弁もかけた訳ですよ。そういうものをきちんと見ている訳ですから、何の根拠も無くてですね、とにかくどけてくれと。それを国の、いわゆる国の税金も入ったような措置でですね、やってくれと言われても、それは国の方もそう簡単にはいきませんと。それはおっしゃるとおり、当然だと思いますね。そういう意味で、見つけに行く気が無いんだらうと、そんなん、とんでもないことで、見つけに行く気ある訳です。見つけて、それを国の措置にも乗っけて、国の方からも税金をもらってですね、してこうと。県民税ももらいます、県民の税金ももちろん頂きます。しかし、国からも税金をもらって対応していこうという思いで、今回踏み出した訳ですよ。どうかそこは分かっていたきたい。

住民：見つけに行こうと言うなら、なぜ1本のボーリングでね、高さも違う所の、全部混ぜてやるんですか。

部長：だから、専門家をね、・・・。

住民：一つずつやったらいいじゃないですか。

部長：はい。専門家のね、対応も今回まだきちんと書けてません。まだ専門委員会できてませんから。そういうところでこれから決めていくことは、たくさんあると思うんですよ。そういうような意見を封鎖するようなことは、我々言ってませんから、どうぞ意見を言ってくださいというふうに申し上げている訳ですから。そういうところの機会を作るための予算も、今やっとなら明日から審議してもらいますから。そういうことも踏まえてね。是非とも、そういう意味で受け取ってもらいたい。最初から見つけに行く気無いんだらうとか、そんなことは全然逆です。そんなことだったら、我々こうやって一生懸命、明日から予算要求しません、それは。

住民：ちょっとよろしいか。あのね、先ほどから聞いていると、私、前回の説明に欠席したんですけども、ちょっと的が外れるかもしれませんが、その辺はご容赦願って。先ほどから聞いているとね、ワシ、まず聞きたいのは、この今後の県の対応、いわゆる環境省からの助言等を踏まえた。で、県は環境省の助言を基本にしてやろうとしているのか、若しくは、地元住民のね、意見を真摯に受け止めて、それを基本としてやろうと

してるのか、どちらなのかまず一つ。で、それからもう一つは、この学識者による有害物調査検討委員会、これは以前に嘉田さんが言っとった、第三者委員会というものの名前と同じなんですよ。というふうに私は取っとるんですけど。これはね、我々6自治会、7自治会反対しとる訳ですわ、頭から。なのに、これを今日のこの案というか、回答に対して、こういうことを正々堂々として、県のこれが、県の考え方ですということをやるとしたら、こんなもんな、あんな。やっっても結論出る訳無いでしょうが。どうなんですか、西嶋さん。

部長：あの、今の後半の意見はですね、前回、是非来ていただきたかった。1月23日に来ていただきたかったと思います。まず、どちらに重きを置いてるかと言いますと、それはですね、あの場でも私申しましたけれども、県の方から一步踏み出して、皆さんの方に近づいていったということです。それは環境省の助言があったからということじゃなくて、助言も同時に頂きましたけれども、やっぱり有害物のことが心配である。それを我々は真摯に受け止めて、そして、じゃあどういうやり方がいいのかということで、環境省と年末年始を通してやりました。そして、持ってきた訳です。だから、それは住民の皆さんのご心配を少しでも解消したい。その中で、特措法の支援もしっかり受けたい。その中で環境省と相談していった訳です。だからどちらが基本かというと、皆さんの心配に答えることが基本です。そのために、どうやったらいいですかということで、環境省から助言を受けました。そういう順番です。それから、第三者委員会の話がありますけれども、これはもう第三者委員会ということと、これとは違います。これは、ちょっとリセットをいっぺんしてもらってですね、1月23日で我々が助言を受けて、皆さんに申し上げたのは、有害物を取りに行くというですね、そういう予算を今回積ませてもらうと。それによって、ただし、それは環境省も、やみ雲にね、何の基準も無く取っても、それは国の方で今度いろいろな実施計画の審査するのに、それは難しい問題だと。ただ、きちんと専門家の意見をきちんと聞いて、どの場所の、どのようなものを取るか。どのような基準で取るかというのを、それは、県が決めることになるのですが、そういうことでやったものを審査をしまして、それが良しとなれば、国の税金を伴ったような支援が得られる訳です。だから、県が任意で設ける、いわゆる話合いの膠着状態を何とか解消したいなあという意味で、いわゆる中立的第三者に入ってもらってと言っていた去年の4月のものじゃなくて、これは有害物の調査を、本当に実行ならしめるために置くものなんです。だから今おっしゃったように、そこらへんの区別を最終的に申し上げなかったのは申し訳なかったと思いますけれども、第三者委員会と今回の有害物検討委員会とは違います。別物です。

住民：検討委員会との違いということは分かりました。けども今のね、説明を聞いていると、この文は何ですか、これ。環境省からのことしか書いてませんがな。地元住民の、今までね、3回か4回だと思っんですけども、嘉田さん宛に要求書を出してきたでしょ。あれはどこ行ってしまったんや。それを、いや地元の住民の意見は、とにかく重視してどうのこうのって、言葉だけやないか、それ。そんなもん、いつまで経ってもできる訳ないわ、なあ。

住民：地元住民の声というのは、基本要件にきちんと書いてますから。

部長：あのですね、確かにおっしゃることは分かります。5月17日も一度、統一要求ということで頂きましたし、11月24日にも頂きました。我々はそれを全部受け止めた上で、この答えを出したんです。一つ一つには答えてないかもしれませんが、細かいことについては。でも今回の70項目の中に、その時のものが幾つか、もう一回、再度上がってますし、だから必ずしもね、あれを無視したのじゃなくて、無視どころか、あれを我々としては受け止めて、23日のこの文書を作るために、環境省と一生懸命、これは打合せしてきたんですよ。住民の方の意見がどこにも載ってないじゃなくて、その裏に全部住民の方の意見を真摯に受け止めた上で、環境省に助言を我々も受けに行った訳です。最初にそれが無ければ、その動機付けが無ければ、国なんて行きません。住民の皆さんと話し合うために、住民の皆さんにより近づくために、このような話し合いを国とやった訳です。だから書いてないからじゃなくて、むしろ当たり前のことであって、書かなくても僕は分かっていただけだと思います、それは。住民の方を無視して、このような紙だけを作文なんてできません。どうかそこは分かっていたきたい。

住民：だけどもね、今日のこの説明会で、6自治会のね、私を除いて、皆さんがね、まあこれで良いだろうということ言われるんだったらば、私も指示に従いますよ。だけども、だれも従ってないでしょ。

住民：7自治会。

住民：えっ、7自治会。みんなそれぞれ県の説明に対して、全てこれはこうだ。それはそうじゃないでしょ、こうでしょ。こうでしょ、と突いてるでしょうが。堂々巡りですよ。そう思いませんか。

部長：いろんなご意見、ご疑問があるのは仕方ないと思うんです。我々も受けて、誠意を持って答えていかなあかんと思うんですけど、今までと全く一緒やないか。なんぼやっても同じじゃないかというのは、どうかそうは思わないでいただきたい。そうじゃないはずなんです、これは。

住民：そうとしか思えない。

部長：是非とも、これから、もっと説明しますけれども。これは予算を計上して、来年この調査をしてですね、そして対策工を確定して、RDの事案を解決しようという、そのための、これは話し合いなんです。堂々巡りをさせるために来ている訳でも何でもないんです。ただ疑問はあると思います。100%分かりました。手のひら返したように、昨日の話とは、今日は全然違いますね。分かりましたとは言ってもらえないかもしれません。継続性もありますから。でもそれは我々としてですね、去年予算が積み重なったのは、我々も残念に思いました。でも今回は積み重ねてもらえる。その中で皆さんとの話し合いをしてですね、そして執行していく時には、皆さんの同意を要件にあげた訳ですから、予

算を使って一緒にR D問題を解決していこうという、そういう意思表示がされればね、予算を執行していけるんですよ。だからそういう意味で、ご不満はあると思いますよ。やって何があるんだと思われるかもしれませんが、しかし、せっかく我々として、何とか計上して、まだ議決もらってませんよ。これから、もらっていく訳ですが、一月後に何とかお願いしていく訳ですが、それを使ってR Dの問題を進めていくと、その思いは、これは去年と全く違うと思うんですよ。

住民：あのね、私たちが質問しましたね。そして県からの答えが来た。だけどその中にね、建屋の直下の調査は必要ないとか、調査方法は溶出試験である。全層の混合の分析やと。国際情報高校側のモニタリング井戸は予定していないとか。純粹に専門家による委員会の人選は県が決定すると。基準は特別管理型廃棄物の基準やと。地下水の揚水は既設井戸を利用すると。だから新たに井戸は掘らないと。鉛の含有量の基準を超えた廃棄物は撤去しないと。PCBのことは前回のドラム缶のことだけで廃棄物はふれていないですわね。まとまった有害物だけ除去。検討。それも検討ですわ。除去を検討する。県が判断する。汚染の有害物は汚泥や焼却灰。元従業員の証言とかは無視してますわね。いろんなもん捨てましたというのを無視している。必要に応じて遮水壁の設置を検討する。私たちが言っていることは何が通っているんですか、これ。何も無いじゃないですか。

部長：何も無いと言われるのは、本当に残念なんですけども。

住民：残念ですよ。こっちが残念ですよ。

部長：そういうふうに思ってしまうずにですね。我々の今回の一番の目的は、基本的に、このR D問題を前へ動かす。そのための予算をですね、計上して、それを皆さんと一緒に執行していこうと、それをご相談に来ている訳です。だから、先ほど言いましたように、委員会の助言を受ける必要があることがたくさんあります。今の段階で断定的に言えない部分もあります。それはもう了解なんです。ただ、皆さんの意見をそういう委員会の場で言ってもらう機会をもちろん作る訳ですし、我々も聞きますし、そういうことをやりながら進めていくということは去年と全く違うと思うんです。だから、それがもうやる前から、そうなんだ、こうなんだと決めつけずにですね。一緒に前に転がしていくと。そういうことでないと、この予算は使えない訳ですから。

住民：この答えは、回答は変わるんですか。内容は。この答えが変わるということはあるんですか、変わらないんですか。どっちですか。

部長：最終的にですね、専門家の委員会に皆さんの意見を聞く機会を設けますし、言っただけであればいい訳です。それで、その専門家は、そうだと。そういう調査が必要だと言われるかもしれませんが。それは我々にも分かりませんしね、そのところは。だから、変わるとも変わらないとも言えませんが、まだ調査委員会も立ち上げていない訳ですから、今の段階で全て決めつけないでお願いしたいと思うんですけれども。

住民：すいません。検討委員会で検討してくれということなんですけども、もう一度聞きますけど、特管物の基準、それから環境基準の基準、これをもってということは、国の助言によって明確に決められた、断定した話してますが、それも変わっていく訳ですか。というのは、我々が言っているのは、水に汚染物が出てくるから、その原因物を除去してくれということを経年言い続けている訳です。特管物の基準の上を出してくださいとは、一言も、まあ当然出すものと思っているから、今まで言っていないで、そうじゃなくて、原因物を出してくださいということを行っている訳です。だから、先に基準を決められてしまうと、出てこなくなるんじゃないですか。

部長：我々は、有害物をまず見つけるということを経本においている訳で、その有害物の基準を特管物、それに満たないものであっても、曖昧な部分であっても取ると言っている訳ですから、何らかの線を引いてやるというのは必要なんです。だから、とにかく、何か分からないけども、例えば30万 $\text{m}^3$ ということではないんです。有害物を取る。有害物の基準は何。それはどういう基準で引いて満たすもの、超えたもの。それはやはり必要なんです。

住民：しかし管理型の値をもってきてね、安定型の処分場のそれに対応するというのは考えられない。これ管理型なんですよ。今言う特管物は。ものすごくハードルが高いんですよ。

部長：そのところは、こないだの環境省の荒木室長とのやりとりしか、答えは用意できないので、これは、先ほどの方にも書いていましたけれども、これもそういう答えしかできなくて申し訳ないですけども。我々としては、有害物。有害物は何だ。環境基準を超えたもの、こういう基準は引かしてもらわないと、国の特措法の支援も受け難いし、やっぱりそれは必要なんです。

住民：それは、国も援助を受けるためには、そういう基準を立てなければ駄目だということなんです。逆に言うと。

部長：それは、国の方も言ってますけども、とにかく基準を引いて、それによって有害物を特定して、それが特定されたら、それを除ける。そういうものは、特措法の対象となるよう実施計画に書くべきだし、書いておいてもよろしいということ。それは国も言っていますので。

住民：我々が言う、安定型処分場の跡地だから、安定型処分場の基準にあわせてくれと。要するに、水に出てくるから除去してくれということは却下される。話にならんということですか。知事さんは、原因となる有害物は除去しますよということは、以前発表してましたよね。

部長：だから、我々も、今回有害物を除去する訳で。その有害物を特定するために、見つけに行くための基準を今回引かしてもらった。それに対して、今ご意見がいっぱい出て

いる訳なんですけども。我々としては先ほど言いましたように、特管と特管以下のもの  
であってもやると言っている訳ですから。それにかかっている訳です。

住民：やるとは言ってないですよ。検討すると言ってるんですよ。

部長：いや、そこを検討しないとは言っていないじゃないですか。検討しないとは言っていないでしょ。

住民：そういういい加減な、だまし、ごまかしはやめてくださいよ。

部長：いや、非常に残念ですね。

住民：残念ですよ。

部長：そうじゃないんですよ。それはちょっと違います。そう言ってもらわないで、むしろ、ファジーな所も捨て置かずに、取りに行こうと検討しようと言ってる訳ですから。

住民：だから、そうするんだったら何で含有でしないのと言ってるんですよ。

住民：あの環境基準の中には、ガスもやりなさい。含有もやりなさい。溶出もやりなさい。もちろん水もですね。これいづれも基準はありますよね。そういう基準があるものをなぜ適用しないのですか。ガスは基準無いんですか。含有は無いんですか。

主幹：ガスについては環境基準というのがあります。例えばベンゼンであるとか、テトラクロロエチレンとか、そういうのがありますけども、それはあくまでも皆さんが生活される空間、例えば工場であるとか道路を除いた空間での環境基準になります。だから、それは有害物であるかどうかでなくて、皆さんが生活している中で、そういうものを一年間ずっと摂られると、何らかの障害が起こるかもしれない、というような基準が定められてます。だからそれが出てくるから危険なものというような、ガスがそこから発生するから、それが危険だというような判定基準はございません。

住民：土対法の中には、処分場を調査するには、まずボーリングして、まずガスを調べなさいと。調べることで分布図にしたら、どこに有害なものがあるか特定できるというのが、ちゃんと指針があるんじゃないですか、指針が。

主幹：土壤汚染対策法の中には、例えばボーリング孔、例えば簡単に掘れるようなボーリング孔でも構わないですが、その土壌ガスを計って、ある程度の濃度、例えばベンゼンですと、0.01とか、ちょっと数字の方は今しっかりしたものを持ってきておりませんので、間違い等があるかもしれませんが、ガスについては、そういうものがある所については再調査しなさいと。土壤汚染があるかも分かりませんよというような基準になり



ます。調査方法の指針があります。だからその方法を用いるということは別に問題が無いと思いますけども、何らかのガスが出てくるから、そこが汚染地区だということではなくて、そこが汚染の可能性が高いというような前もっての試験であれば大変有効な方法だと思います。

住民：そのデータをもって専門家の先生方が判断される訳ですね。判断する材料としては、ものすごく大事なものだと思うんですけども。それをしないんですか。

主幹：過去ですね、たぶん■■■さん、■■■さんもよくご存じかと思うんですけども、平成12年、17年頃には、各表層ガス調査の方は、硫化水素でありますとか、場所によっては掘削調査を行った場所については、検知管等で調査をされてるかと思います。その辺の情報も既に過去において情報がありますし、その後の経年変化、かなり時間を経まして、過去にVOCなりの濃度が高かった所についても、そういう場所に基づいて19年度にボーリング調査を行ったり、またケーシング調査を行いましたけども、そのようなものが、ガス調査も行いましたけども、確認できなかった。また目視等もできなかったし、改めてそれが溶出するものであるかどうかの調査もさせていただきましたけれども、それについても該当するようなものは無かった。穴を掘った後の溜まり水の浸透水等からも、そういうようなVOCが出てくる可能性があるということで、サンプリング調査もしましたけども、そこからもVOCの濃度は19年の調査については確認できなかった。だから、全くそのような情報を無視してやってる訳ではなくて、その上に基づいて19年の調査をさせていただきました。

住民：浸透水に出とる訳でしょ。

住民：しかし、そのときはボーリングした後、ちゃんと蓋をして、一昼夜でもおいて、ちょっと抜いた訳でなくて、工事中のガス調査でしょ。きちっとしたやり方ではなかったと、私は立ち会って、そう思いました。

主幹：ボーリング調査としては、あの方法が一番良い方法で。ただおっしゃるように、調査管を封じこめて、やるという方法も別にありますけれども、あの時点では、どこにそういうものの、例えば、先ほどもだいぶご批判いただいて、全層の混合の試料ではなかなか見つからないという話もありましたけれども、そういう一番濃度が高いVOCがあるような場所について、サンプリングできるように、ボーリング孔の中の濃度、何メートルの所が一番高いとか低いとかいうのを調査させていただいて、濃度が高い所については、その部分のコアサンプルを採らせていただいて、溶出試験をさせていただいた。できるだけそういう怪しい所を見つけに行った調査です。

住民：それらの件に関しては、ここでやりとりすると平行線になりますけど、調査検討委員会でそういうことをしてくださいということの要望はできる訳ですね。含有にしても、溶出にしても。先生方がOKですよということなら、やっていただけるということですね。いやいや、そうじゃない。溶出しが絶対しないということなのか。専門的に、総合的に

判断しようと思うと、溶出だけでは難しいん違いますか。

主幹：総合的という話も質問の中にもありましたけども、特別管理産業廃棄物相当のものを探す、または土壤環境基準を超えたものもある一定以上固まった所は探す、場合によっては土壤環境基準を超えている所も探す、というような標記になっています。これらの方法については、ダイオキシンについては含有試験ですけども、土壤環境基準を用いる場合につきましても、これらについては溶出試験、水に溶かしてそれらが地下水に溶け出して悪さをするかどうかという試験ですので、基本的には溶出試験でやる。ただ、ダイオキシンには溶出試験ございませんので、判定基準については土壤環境基準についても、特別管理産業廃棄物の判定基準についても、含有試験が決まっておりますので、こちらの方を採用させていただく、というような整理をさせていただいてます。

住民：何を言ってるか分からないです、さっぱり。

住民：今までね、いろんな場で、ケーシングあるいはボーリングをされたんですけどもね。その中でも有害物がある訳でしょ。それが今までちょっとも除去されていない。だから、そういう点では、有害物の除去については、早く手を打って欲しいというのが、周辺の、私たちの地域の方の願いなんです。ただ、そういった中で、いわゆる覆土の問題もありました。確かにシートの問題も要望をしました。けども、それは、今回、覆土については県が予算化されていないのかどうか。その点を聞きたいのと、覆土でやっていただきたい。そして早く有害物の除去に取り組んで欲しいということを思います。それと、もう一つは、地下水、浸透水の浄化について、浄化槽の早急の修繕が間もなく始まると聞きました。これも、もう10年も経っている訳です。なのに今まで何ら手を打っていただけていない。だから非常に住民が不安でいる訳です。そういう点で、早く手を打っていただいて、現在の有害物の除去、あるいは浸透水の浄化について、地元も県も一緒にやっているんだという所を見せて欲しい訳です。お願いしたいと思います。

部長：はい、今の■■■さんの発言、大変重く受け止めています。有害物の除去ですね、確かに今いろんなご意見ございましたけども、早く取って欲しいというのが、やはり、一番の最大公約数として、5月の時に頂いた統一要望だったと思うんです。それをですね、やはりやっていくための調査として、今回、予算を計上して、何とか、来年度早い時期から使ってきてほしいというのが琵琶湖環境部の思いなのです。そういう意味で、■■■さんの気持ちですね、それは本当に、県は共有させてもらっているし、1月23日はさらにもう一步県としても近づいて、有害物を取りに行くための調査をするんだと。そのための予算を出すという所まで決断をしました。そういう意味での思いは、確かに細かいことには答えていないとおっしゃるかもしれませんが、総意として、皆さんが有害物を早く除けて欲しいのだという思いには、県として真摯に答えていきたいという所は、どうか分かっていたらと思いますし、今、覆土の話が出ました。覆土についても、緊急対策として説明に来た時に、いろんなご意見がありました。工法も含めてですね。しかし、私どもは、あの場でも、下流直下の地区のですね、心配がありましたので、今年度の予算に緊急対策の中に覆土を計上しています。これは来年度予算にはありません。

だから今年度やるか、やれなければ繰越してでもですね、それを使う。そういう措置を県の予算で執らなければなりません。このままでいくと、予算を2月の段階で落としてしまうことになりますので。でも今、      さんの方からですね、そのことを言われた以上ですね、私としてもこれは放置できませんので、今言っていたことを、我々も、もう一回しっかり受け止めたいと思います。そういう意味で、今年度の予算、焼却炉とか着実に執行していきますけども、覆土についても、もう一度ですね、我々としてはこの予算をですね、流して良いのかですね。むしろ流さずに持っておいて、そして場合によっては繰越措置を議会にお願いしてもですね、来年度にもう一度皆さんと話し合いをして、またやっていくということもですね、可能性として消して良いのかですね、もう一度私としてはしっかりと受け止めたい。今日はそのことも      さんの発言がありましたので、改めて持ち帰ります。予算の方法としては、そういう方法もありますので、もう一度、我々としては、覆土については、軽々に結論を出さないで、しっかり考えたいと思います。それから水処理、10年ほったらかしてたと。そのために、今、機械が故障してしまった訳で、今年やろうと思っていた分のお金を、修繕の方に全部回してしまうことは大変残念に思っています。今年はそのお金を使いますけども、来年度に今年できなかった分のお金を緊急対策として積み替えましたので、これはやらせていただきます。

住民：60mメッシュでボーリングされた時のデータでですね、特管物相当の汚染物があったんですか、無かったんですか。

主幹：19年度のボーリング調査におきましては、特管物相当のものは見つかっておりません。処分場の中で見つかっている特管物といわれるものについては、今、焼却炉の中に眠っている焼却灰。これについては、今年度の洗浄試験、撤去試験等で除去されます。あと残っているのは、ドラム缶の中にPCBがごく微量に含まれている部分がございます。これらについては、今建屋の中に保管しているんですけども、これも適正に保管するというので、この緊急対策工事で行わさせていただく予定をしておりますけれども、今質問されたボーリング調査で見つかったかどうかということ、19年のボーリング調査ではそういうものは見つからなかったということになっています。

住民：今からされるボーリング調査で見つかる。今までは見つからなくて、見つかるんでしょうかね。見つからなかったら、もう汚染物は無いというような表現になってしまうんですかね。この対策工で行けば。だから、我々の汚染に対する感覚というのは全然違っているように思うんですね。県の基準となっている特管物の基準というのと、我々の感覚ですね。安全に対する感覚とはズレがあるからおかしくなるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

主幹：19年度の調査につきましては、その特管物といわれる調査の方と併せて、土壤環境基準がクリアできるかどうかという調査もやっております。こちら両方の試験につきまして、土壤環境基準を上回るようなものはボーリング調査では見つからなかった。それよりも10倍、30倍高い特別管理産業廃棄物に該当するようなものも見つからなかったというのが、この60mメッシュの中でのボーリング調査での結果です。今回、60mメッシ

ユを、改めて30mメッシュで切り直して、その部分についての調査をする予定をしています。

室長：19年に調査をさせていただきまして、掘削調査と、ボーリング調査をさせていただきました。それが終わりますと、未調査区域について、有害物調べられてないというふうなご要望を頂きました。そういう中で、今回、環境省が全国で最高くらいの調査をしるということで、30mでさせていただきますので、そういう中で、私ども言ってます有害物、特管物あるいは環境基準を超えたような見つからないということであれば、それはそれで、そういう状況であろうというふうに思いますし、ただ、地下水からシス1,2ジクロロエチレンが出ています。これは、今ずっと出てる訳ですが、これについては何とか原因物を探したいなという思いは持っています。といたしますのは、それを取ってしまいますと、シスの原因物を取りますと、地下水汚染が出てこないという状況になりますんで、そういう思いは持ってますけども、今回詳細にやる調査の結果を見て、また有害物調査検討委員会のご意見を頂きながら、その有害物の除去について取り組んでいくというのが我々の今の考え方でございます。

住民：今の質問、シス1,2ジクロロエチレンで7ページの39番。今の関連の質問ですけども。その中に、シスとか、ヒ素とか鉛、総水銀、重金属、ホウ素、フッ素が原因廃棄物にあげられてますけども、これは県は従来RD由来じゃないんだと、自然由来だと。だから対策する必要は無いということ、ずっと説明を受けているんですけど、今回これはどういうふうに解釈したらいいんですか。

室長：私ども申し上げたのは、ヒ素については土壌由来ちゃうかというようなことを思っております。総水銀もそのように書いてました。それは、また第三者協議の中で話し合っていこうということをおっしゃりました。今、          さんおっしゃったシスは私ども自然由来と言った覚えは一度もございません。だから、シスについては捕まえたい。

住民：シスについてはRD由来。それずっと通してきてますよね。

室長：だから、シスを是非とも見つけたいというふうに思っています。それと、自然由来か自然由来でないかという議論については、実施計画を作る段階で、例えば、ヒ素が自然由来であれば、処分場の外の所を探しに行っても、ヒ素が出てくる可能性があります。だから、そういうものについて目標を設定しますと、実施計画を作っても目標が達成できなくなる。あの辺りは古琵琶湖層があって、ヒ素が自然由来で出てくるんだというような考え方がございますので、こういうことを申し上げたのですが、有害物検討委員会の中で、是非ともそういう議論をしていただいて、そして、私どもが達成できる目標。要するに処分場由来である有害物であれば達成できると思います。処分場由来でないとは達成できない。そういうことがございますので、処分場由来である有害物。そういうものは、やはりきちっと取っていく必要があると思っております。

住民：ヒ素や水銀が自然由来ということになると、我々素人考えでいくと、あの周辺。ま

あ上砥山というのですかね。我々もそう、中浮気団地でも。そういうふうには水銀が出てくる可能性があるということですね。元々自然由来やから、そういうものがあるとすれば。今のところ上流側で見つかったという情報は全く無いです。上流側は全く無いです。処分場の中は見つかってますけど。それでもってその周辺は、元々水銀や、ヒ素に汚染されている可能性があるというふうに解釈すると、大変なことやなど、周りの住民としては思うんですけど。

室長：環境省はですね、有害物調査委員会を純粹の専門家で構成してはどうかという助言を頂いてます。そういう所についても、県の職員ではなくて、専門家にそこらへんきちっと教えていただく。県も教えていただく。住民の皆さんも耳傾けていただくと。そういう形で、共通の課題であり、解決策を、有害物調査委員会の中で聴きながら対応していくのが大事やと思っています。そういう意味で環境省は純粹の専門家とおっしゃっているのではないかと思っています。

住民：自然由来の調査したんですか。本来はせんといかんようになってるでしょ。基準を超えたら。何もやってないでしょ。そんなんでよう自然由来なんて言葉が出ますね。何の証拠も無いのに。よう出ますね、そんな言葉。

室長：あの、      さん。申し訳ないんですけどね、私どもが対策を打つためには、処分場の外へ地下水汚染を止めなくちゃいけない。

住民：違う。僕が言ってるのは違うんですよ。

室長：だから、止まるんであれば、・・・

住民：そんなこと言ってないんですよ。違うんですよ。そんなこと言ってない。

住民：ちょっと待って。

住民：自然由来というんであれば、県は原因調査しなくちゃいけないんですよ。特定せんといかんのですよ。自然ならどっからきたのか。やってないでしょと言っているんですよ、僕は。調査やりましたか。やってないでしょ。それなのによくね、自然由来なんて言葉が出ますねと言っているんですよ。何の証拠も無いのに。みんなよそは調査やりますよ、よそは。

室長：対策委員会の中で、ヒ素は自然由来という整理がされてます。

住民：そんなね、人の言葉をね、・・・。

住民：ちょっと、その話おいといてくれる。次回にゆっくり話しますから。

部長：今55番の所まで来てますので、後ありますし、またもう一回戻りますので。

住民：どんどん先行って、まだその手前に質問がたくさんあるねん。先行かれたら、こないなってしまうねん。

部長：いや分かりますが、かなり重複している部分がありますので。

住民：今日中にとても終わりません。だから何度かに区切ってやりましょう。

住民：ちょっと待ってね。「その他」でだいたい目処がつくんですね。一通り。説明としては。

部長：そうですね。「その他」の所で、有害物検討委員会、対策工を決定するのは県でありますし、組織を作るつもりはありませんというお答えをしています。この辺りは短い答えなので、すっとやらせてもらおうと思ってたのですが。後ですね、今後の予算措置についてもですね、そんなに難しい回答ではございません。重複している部分がございますので・・・。

住民：なら、すいません。全てそれ説明してもらって。そこでまた受けてもらえますか。手短にお願いします。

部長：12ページになりますけども。これは実施計画書の検討調査費を、来年度予算に入れている訳ですけども、これは最終的に対策工を作っていく契約なんですけども、有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定して、実施計画書に盛り込むための経費。これが実施計画書検討調査費ということになります。これが先ほど言いました、有害物調査検討費と併せて1億8000万円のうち1億2800万円。ほとんどこのような経費が、有害物調査費と実施計画検討調査費で全体調査費の6割、7割くらいに見られているということです。それから、緊急対策、先ほど■■■■さんからお話ありましたが、来年度も緊急対策工を一部、今年できなかった部分、あるいは最後の仕上げの分を積みせていただいています。それが3問あるんですけども、地下水揚水工は井戸を新設するののかについては、既設井戸を使わせてもらう。それから今回西市道側法面工というのは、来年の緊急対策に入れてますけども、これは急勾配部分の崩壊防止に、大型の土嚢を積みせてもらう。こういう経費も中に見ております、それから未だ浸透水汲み上げ処理できてないではないか。これは本当に申し訳ないと思ってます。水処理施設の修繕に、今年の予算と時間をかけてしまってます。これが大幅に遅れていますので、これをしっかり直して、来年にそのような経費をもう一回積み直しておりますので、本年秋頃には浸透水の汲み上げ処理を開始したいというふうに思っています。それから、あと70番ですが、周辺モニタリング調査ということで、責任追及と併せて2400万円。これも別途積んでございます。責任追及はどこまで進んでいるのか、ということでございますけども、20年の9月12日にR D社の社長を刑事告発し、同年12月に略式命令による罰金刑が科せられました。また、緊急対策にかかる代執行費用について、措置命令対象者に費

用徴収を行う予定です。また、今後さらに責任が明らかになった者に対しても、適切に対応していきます、ということでございます。とりあえず最後まで行かせていただきました。改めて、もう一回、総合的にご質問を。

住民：はい、一から。はい、お願いします。

住民：4ページで2,3。元に戻って悪いんですけど、先に部長が、先にどんどん行かれて、おいてけぼり食ったんですけど。18番で、最後の調査として、水の測定をやるというご予定なんですけど、その既存の井戸の水で十分かどうかという質問に対してね、既存の井戸で十分と考えているというご回答なんですけれども、ボーリングで45本、ボーリング調査される訳ですが、その全部とはいいませんけれども、そのボーリング孔を利用してですね、これは少なくとも一番底までボーリングされる訳ですから。そこまで掘れば、水がかなりあるんじゃないかというふうに思います。そういう所の水もね、採って調べていただいたらどうかと。既存の井戸だけで十分と私決して思わないんでね。できるだけ有害物を取るという基本姿勢のもとです、やはりそういう所をもう少しお考えいただいたらどうかと。豊島の例なんか、豊島の例ばかり申し上げますけども、豊島の例なんかでも、そのボーリングでサンプリングした後の水をですね、観測井として使ってますね。それで、もしね、これは既存井戸でもよろしいし、ボーリング孔をもし観測井としてご利用いただいて、水の結果が出ればなお良い訳ですが、そういう時点で何か有害物が出るということになればですね、その穴の周辺を、やはり詳細調査して頂くというようなことをですね、30mメッシュの規定の本数だけでなく、そういう水からもですね、有害物を観測するというようなことを是非やっていただきたいなというふうに思っているんですけどね。まあこれは少しでもね、有害物をできるだけ取るという基本的な方針をね、やっぱりこう、うまく効果的に進めるための提案でございます。それと、19番のですね、鉄塔側の調査を追加する必要はないのか。これは地下水のことを言っているんだと思います。それについて、何か調査地点は平成19年度のボーリング調査地点を踏まえて、30mメッシュで未調査区域を中心に実施する予定としています、というようなことで、ちょっと何かずれているんじゃないかなと思うんですけども、いずれにしてもですね、そこが重要であるということであるならば、何もその19年度のボーリング調査地点決めたからそれだけやるというんじゃないで、そんな形式的な姿勢じゃなくて、重要な所は追加すべきでないのかなと。できる限りというのはそういうことじゃないのかなと私は思うんですけどもね。それから先ほど[ ]さん質問されましたけれども、ボーリング調査でですね、2ないし3m単位で、これ深さですね、採取した試料を全層混合して分析しますってなってますね。一番深い所で20mくらいあると思うんですけども。この20mの2,3mずつだったら少なくとも7つか8つかですね。これ全部上から下まで混合して分析するんですか。どんな意味があるんですか。埋立物が、比較的上から下まで均一で、多少ばらつきがあってもほぼ均質であるという場合はそれでも良いかも分かりませんが、RDの場合はそんな状況じゃないでしょ。局所的に偏在したりですね、重機でかき回したりして、内容的にですね、あんまり均質でないと思うんですけども。そういう所で単にそんな分析しても濃度を薄めるだけでしょ。豊島でもですね、大体深い所で15,6mと出てますけど、3層に分析してますね。3層に分

けてやっていますね。特定の箇所については2 mごとにきちっと調べてますね。だから本当に有害物を見つけに行くのであれば見つかるようにやって欲しい。見つからないようにやろうとしているようにしか思えない。

住民：見つからない基準と見つからない方法と。

室長：今考えておりますのは、あくまでも有害物調査委員会にかけていくんですが、例えば10mの所ですと、5箇所ほど、2 mで採ると5箇所ほどですね。当然薄まります。おっしゃるように。だから特管基準で見るんじゃなくて、何か溶出で出てきたなということになれば、その単位ごとに全部分析します。そして、ここはこんだけやな。ここはこんだけやなということで、最初は混合でやるんですが、後はそういうものが、例えば5つであれば薄まったら、5倍に薄まる訳ですから、特管基準の5倍薄い、例えばですよ、5倍薄い基準で拾ってきて、ああここから出てきたなといったら、これは各層ごとに全部調べます。だから、今、全層でやるというのは、そういう意味合いでやっていきますので、薄まることも前提で調べていきますので、それはあまり心配いただかないかなというふうに思っています。ただ、こういうやり方につきましても、調査委員会にかけていきなというふうに思っています。

住民：はい、どうぞ。

住民：上田さん、その事あるごとにね、こういうふうにやります、こういうふうにやりますとおっしゃってくれるんだけど、次の時になると、そんなこと言いましたっけというのは、今までからずっとあったんですよ。だから、調査委員会というのを立ち上げるのにあたって、住民がきちっと意見を言える場を設けてくださると。今の■■■さんとか■■■さんの意見が、ちゃんと委員の方に聞いてもらえるんだという担保が欲しいんですよ。ここで、上田さんがなんぼおっしゃってくれても、次こういう説明会があって、そのこと言いましたっけって、私はこういう意味で言ったんですって、言葉すり替えちゃうんでね、いつも。だから信用ならんじゃないですか。

部長：それは、決してそんなことはないと思いますけども。今、■■■さんがおっしゃったことは私が担保になります。私がですね、そういう意見を言っていたら場所は必ず作ります。

住民：だから、本来そのね、そういう調査委員会というものが立ち上がってきて、きちっとしたものになったのであれば、今のような意見が反映されるというのであればね、それはもうある程度、住民としてもそういう調査委員会を作ることについてはやぶさかじゃないと思うんですけども、今までの県の姿勢が、先もおっしゃったように、ヒ素については土壌由来だというような話が出てきた中で、土壌由来かどうかも調査していないという中で土壌由来だと言い張ってきた中で、今度はそのね、有害物を除去するんだということになってきたという部分についてはですね、やっぱり今までの県の姿勢が信頼されてない部分がたくさんある。そういう部分で、今回こういう形になりましたと、



今までとは違うんですと西嶋部長おっしゃったことを信じたい。信じたいがために、やっぱりそういうきちとしたね、担保が欲しいということです。

部長：今までの県の見解。それは県としてね、いろいろ今までから調べて、委員会で申し上げたことで、それはそれなりの県としての思いがありますけど、それはもう申し上げません。だから調査委員会の場所です、県も県の思いは当然聞いてもらいますけども、皆さんも聞いてもらおうと。そのような場所と時間は、私が責任を持ってそれはしたいと思います。

住民：今度人事異動で部長、また他所に行くということは無いんかいな。

住民：ほかにまだ、話してない方。はい。

住民：ちょっとお聞きしたいんですけど、これ全部対策ですわね。まず対策というのは、これ目的があって対策ですわね。県の目的ってどこまでやろうとしてるんですか。それから住民の環境を守るって言って、どこまでこれ元の環境に返してくれるんですか。それと周りの水。どこまで飲めるまでにしてくれるんですか。それをお聞きしたいですわ。対策は対策。対策ばかり言っても、目的が無かったら一つもはっきりしませんかな。

部長：それはよく分かります。対策を打つためには、その目的が必要だと。それはよく分かりますけれども、生活環境上の支障を無くすことが、県としての一番大きな目的なんです。しかしそれは、住民の方の有害物に対する心配という思いもあるし、それは我々としても受け止めてですね、そしてそれを我々として対策工にどれをどういうふうに落とし込んでいくかと。そしてまたなおかつ、特措法とかそういうものをきちっと受ける形で作っていくか、そういう、いろんな所に責任があります。しかし最終的にはやはり10年以上ですね、苦しんでおられる住民の方のために、やはり1日早く、1日も早く取り除いて、そのために前に一步でも進みたいというのが県の思いです。だからそのための対策であって、決して対策のための対策でない。やはりそれは、そういう意味で、住民の皆さんが、今までずっと苦労されてきた。それをここで何とか県としてですね、きちんとその所をくみ出していきたいという思いがあります。どうか今回の予算も、そのような思いを込めたものだとことを分かっていたいただきたいと思います。水についてはちょっとすいません。さっきと見解が、まあ言えませんが、いずれにしても、相対的には住民の方の環境というものに対する思いは、私もここ扱わせてもらってから2年弱になりますけれども、ここに寄せてもらって痛いほど分かります。しかし先ほど言いましたように、県としてもやっぱり合理的、経済的に対策を打っていかなあかんといい一面もまたございます。そういう中で、県としてぎりぎりの所で、皆さん、やはり足すべきは、この1月23日に申しましたけれども、やはり住民の皆さんの思いをね、しっかり受け止めてやろうと。そこから県の踏み出しもあるんだろうというふうに私は思った訳です。それ以上のことだったら、今なかなか申し上げにくいんですけども、やはり去年予算が付かなくて、今回、何とか予算を積みしてもらえ。明日から議会でご

審議願いますけども、そういう中で一生懸命私ども説明できる。こういう予算を計上さしてもらおう。この予算を何とか執行さしてもらいたいということを、やっぱり議会の皆さんに説明していく。そういう責任も重いですけども、そういう説明ができると。今年はですね。そういう、自分としてはそれはまた思いもあります。今回の対策は、対策のための対策でなくて、やっぱり住民の皆さんのための対策ですと。

住民：それは分かりますよ。だけど、目的が無かったら、対策立てるって、前にちっとも進みませんやん。そやから、住民のどこまで意思を反映して、このRDの周辺のこの井戸の水はもう飲んでも安全やと。そこまで宣言するまでやってくれるんかどうかよ。それが一番みんな知りたいんですよ。はっきり言って。そやと思いますよ、みんな。

住民：詳しいことはあんまり分からないんですけども、調査していただいてですね、特管物が無かったというようなことの無いように。調査の内容、先ほども出てますけども、やっぱり、できるだけということですので、見つかるような調査というのですかね、やっぱり見つけて、産業廃棄物を、それを出していただくような形でないと県の姿勢が変わったような感じで、僕も昨日自治会で総会があって、ある程度進んでいるというような感じでちょっと発言させてもらってたんですけどね。ちょっと自分の思いと違うような感じを持つ訳です。それをやっぱりこちらの県の姿勢が変わってやってもらってるんやな、ということを示してもらう意味から言ってもね。やっぱり先ほどから、いろんな方が言われていますように、廃棄物が見つかるような方法ですね。やったけども、先ほど発言ありましたように、19年度では見つからなかったというような発言がありましたしね。そういう可能性がなきにしもあらずですので、やっぱりそれが見つかるような方法で、やっていただきたいと思います。それと国の方に許可を求めようと思うと、やはりそれに国の方のアドバイスというんですかね、それもあるんですけども、やっぱりそちらの方の意向というんですかね。それに沿ったような形になると思うんですよ。やはり、それでもあくまでも先ほどから出てるように、こちら側の考え方というんですか。そういうなのも取り入れていただいて、国の方とも交渉していただきたいと思うんです。国の方としても、できるだけお金の面とかですね、そういうな面についても、やはり制約も加えてると思いますので。そこは県と国とのまあ、どう言うんですか、しのぎあいになると思うんですけどもね。向こうの言いなりといたら悪いんですけども、意向に沿ったような計画というんですかね、そういうなのもあると思いますけども、できるだけこちらの考え方というんですか。それを盛り込んでいっていただけたら有り難いと思います。

部長：有害物調査検討委員会を運営するのは、責任持って運営するのは県でありますので、今のご意見をしっかり承ります。

住民：関連なんですけどもね。説明を聞かせてもらって、最初は少し県の姿勢変わったのかなと私個人的に思いました。しかし、いろんなことに対する皆さんの質問からね、やっぱりまだまだ聞いていかなあかんこといっぱいあるなと。まあ時間ありませんから、それはやりません。で、県は私たちが当初から言っている有害物を除去していくという、

この基本線は是非ですね、踏襲してですね、さらに進めてもらいたいし、そして、できるだけ早くね、取り組を進めて欲しい。そのために聞いておきたい。予算措置、今度の県議会で出ますが、どう通っていくのか分かりませんが、あとのスケジュールですね。具体的に、例えばこの検討委員会作ると。この中身にもいっぱい課題はあるんですけども、じゃあ、いつ頃これを立ち上げされるのか。どういう形で進めようとされるのか。それからですね、実際の有害物除去の調査等々をですね、どのようにして、いつ頃から進めようとされるのか。住民との合意が無ければ、予算は凍結することですけども、少なくとも一定のですね、スケジュール、計画は立てておられると思うんです。それを是非私たちに示してもらいたい。あくまで計画として受け止めます。それが無いとね、この先どう進むのかが分からない。最終的には実施計画を立ててもらわなあかんわけですね、環境省との協議になりますが。それがいつ頃になってくるのか、全然見通しが立たない。こういう形でやり合っていくことも必要です。いろんな意見我々言わんならんと思いますから。やっぱり県としてのですね、やっぱりこれを早く解決したいと思われるならば、そこの計画を、我々に一度示してもらいたい。スケジュール的なものを。細かいことはいいですから。是非私はそれを知りたい。そうでないと地域の人に、自治会の人に説明もできない。中身もあるんですよ。そういう面もあると思います。よろしくお願いします。

部長：しっかりと受け止めました。確かに今回のこれにつきましては、予算の執行につきましては、皆さんの合意を得て進めていく訳で、それまでは執行いたしませんけれども、当然、年度、1年間、年度になる訳ですから、大体どの時期に調査をして、いつ頃に実施計画をあげてという、それは県としての思いはあります。それは県が一方的に思っているんであって、皆さんまだ駄目だ駄目だと、まだ執行したら駄目だとおっしゃるのなら執行できませんけれども。今の時点で、本当にバクツとした話ですけども、県の想定をちょっと申し上げます。

室長：まずは3月中に同意を頂きましたら、まずは有害物調査検討委員会を立ち上げたいと思っております。その有害物調査検討委員会の中で、上半期、前回19年度やった時も9月くらいまでかかったんですが、ボーリング調査、有害物調査を実施したい。その結果を受けて、実施計画の検討調査に入っていくというのが、非常に大まかな、上半期で有害物調査を終わって、下半期から実施計画の検討調査に移りたいなというのが、今のところの、私どもの思いでございます。これは対策委員会の時に、4月からやりまして、10月初めくらいまで、そのボーリング調査にかかりました。本数はちょっと違いますけども。そういう大まかなスケジュールの中で考えているものでございます。

部長：大変ちょっと、バクツとしたもので申し訳なかったんですけども、これまた、おいおい、精度を上げて皆さんに説明できると思いますので、今日のところは大体上半、下半ぐらいのイメージで申し上げましたけども、こういうことです。

住民：そろそろ時間が参りましたので。はい、      さん。

住民：先ほどからもガス調査のことが出てて、シス1,2ジクロロエチレンの原因がどこにあるのか、原因のある所を探したいと、県の方もおっしゃってて、そのためにも、ガス調査というのは、必ず必要だと私は思っています。秋田県の能代の方で、いろいろ有害物を探すために、電気探査、地中データ探査とか、いろいろされてますけれども、その中にガス調査をされてて、これが一番有害なものを探すのに有効だったという調査結果があります。ここは10mメッシュでされてて、県の方にもこの資料というのは、秋田県の能代の方から、報告書が行ってると思いますが、それを参考にさせていただいて、是非シス1,2ジクロロエチレンを見つけていただきたいなと思っています。私たちが言っている有害物というのは、基本要件の中にある有害物っていうのは、県のおっしゃってる特管物と、それに相当するものというだけじゃなくて、もっと幅広い意味での有害物を探していただきたい。そのためには、実態を解明するための調査はしていただきたいという思いは持ってますし、その中にガス調査というのは必ず入れていただきたいなというふうに思っています。それでは、37番で回答いただいている「この処分場許可取消し後、どの法令の下にあるのか。」という最初の資料を出していただきたいというふうに付け加えたいなと思うんですけども、後日で結構ですので、その資料を示していただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

室長：37番の答えはですね、廃棄物処理法とか、そういうものをお示しすれば良い訳ですか、資料に。措置命令を発して代執行するというのは、廃棄物処理法に書いておりますので。

住民：あの、我々が言ってるのは、この処分場は特管物であります。それは廃掃法の話。環境基準であり、法律の方は違う訳ですね。何か県は、自由な、自分たちが都合のええような法律使ってやってるんじゃないの？そうじゃないでしょ。ここは安定型処分場で許可を取り消されました。その時点で、この処分場は廃棄物が入ったままですからね、あの時は。廃掃法でそのままずっと見ていくんじゃないですか。その間に特措法というのが、ボンと入ってきて国の援助を得ながらやっていくと。それがこの今回の対策で終わったら、その後、また法律というのが続いてきますよね。その後、現在、今、基本的にある法律でクリアできるんですか。特措法は特措法でいいんですけどね。そういうことを心配してるんですけど。せっかくやったは、現在の法律にそぐわないというんだとおかしいなというふうに。法律がある訳でしょ。無かったら無いでいいんですよ。無いということで。安定型処分場が廃止され許可取り消されました。はいそれで終わりですという所までは分かるんですが、その後どういう法律で、これをまかなっていかうとしてするのか。行政はそれはプロですから、法律をいかに適用していくかというのは、プロですから分かると思うんですけどね。僕らに分かりやすく、資料も欲しいということですよ。

室長：だから安定型処分場であって、事業者がそのままいけばですね、維持管理基準等に従って事業者の方が廃止にもっていくんですね。今回の場合、事業者が・・・。

住民：その辺は分かっています。

室長：事業者が経営破綻したから、県は措置命令を出して、そして、代執行するという状況なんです。

住民：それも分かっています。

室長：あと県が何言ってるかということ、あそこを県有地化して、県の管理下に、将来的に置いていきたいと。これは法律に基づく行為じゃないんです。

住民：ですから法律の行為に基づくのは何ですかと問うてるんですけどね。

室長：法律は、生活環境保全上の支障を取り除くというのが、県に与えられた責務だと思っています。

住民：分かってますよ。

住民：法律を、何という法律ですかと聞いているんです。そんなこと聞いてないんです。

住民：そうでないとね、住民の考えていることと、県のやろうとしていることと、大分違いがあると思うんです。

主幹：あのう、説明しますと、今の措置命令がかかっているということは、ご存じだと思うんですけども、措置命令は、廃棄処理法で措置命令かかっています。それをクリアすることによって、生活環境上の支障が無くなるということなんです。それは業者がいれば業者がやります。業者がいない場合については、行政代執行を行うということになっています。それが、行政代執行、もしくは、措置命令を受けた相手が、生活環境上の保全上の支障を取り除くと、廃掃法の中で、そこについては、処分場については、生活環境の支障が無くなりましたので、廃棄物が埋まっている土地として、廃掃法上の指定区域に指定されます。その後、その土地については廃棄物が埋まっているという、全て取りきれませんので、埋まっているという状況になりますので、その土地を再度開発するということになれば、廃掃法上、その指定区域になっている場合については、その開発行為について、廃棄物が掘り返して影響が出る可能性がありますよ、というような状況であれば、県が指導をするということになります。だから今、特措法は、あくまでもその代執行を行う上での法律になります。法律上の中のスキームとしては、先ほど説明ありましたとおり、また環境省さんから説明がありましたけれども、措置命令がかかっている範囲の中では、廃掃法が成り立っています。廃掃法の中での措置命令がクリアできれば、今後その場所については、廃掃法上の廃棄物が埋まっている土地として、廃掃法上で管理される。だからあの土地が、この事業が終わった後ですね、全量撤去ということになれば廃棄物が埋まった土地ではありませんので、廃掃法の関係が無いと思いますけども、ある程度残ってる可能性があるのであれば、その分については、廃掃法上の廃棄物が埋まった土地として管理されるということになります。

住民：それ申し訳ないけれど、きちっともう一回分かりやすく整理して、資料とともに、どこの法律の何条に書いてますということをはきちとして、またその今の話していただけますか。我々が持ち帰って検討しやすいようにしたいんでね。廃掃法を基本となっているということですね。この前の話では、国の話では、一般並みやというような言っていましたよ。

住民：不法投棄やと言ってましたよ。あれは全部不法投棄やと言ってましたよ。

住民：それはもうよろしい、よろしい。もう話にならん。

主幹：おっしゃっているのは、処分場でないということですね、環境省さんにご説明あったと思います。

住民：もう10時になりましたんでそろそろ終わりたいんで。

住民：一点だけすいません。緊急対策工事の現在の進捗状況を教えて欲しいんですけども。1月の中旬くらいから入札とかにかかっているんですけども、今2月の中旬です。3月までに終わるのか、教えてください。

室長：2月の10日に全て業者が決定をいたしまして、前回説明させていただいた工事説明会をさせていただきたいなという思いを持っています。工事説明会をさせていただいて、ご理解いただきましたら、私ども工事にかからせていただきたいと思うんですが、3月中に、難しいスケジュールになっておりますので、予算的には繰越をさせていただいて、ご了解を頂いたら直ちにかかって、ものによっては、5月とか6月に完了する。焼却炉撤去が5月末か6月くらいのスケジュールでございます。まずは業者が決まりましたので、業者と一緒に工事説明会をさせていただきたいと思うんですが、そのことにつきましても、一度7自治会さん集まっていたら、させていただくのか、直接工事に関係ある集落に、私ども寄せていただいたらいいのか。そこらへんもまた明日にでも電話させてもらおうと思ってたんですけど。

住民：早いところかかっていたらいい方がね、住民に皆言うてるのにね、何も動いてへん状態では、ほんまにやってもらえるのかと不安になります。

住民：スピードアップしてお願いします。

部長：お待たせして申し訳ないと思っています。必ずやらせていただきますのでもうしばらくお待ちください。

住民：はい。まだお話しなされてない方。はいどうぞ。

住民：23日にお聞きしたんですけど、基本要求の返事が無いんです。恐らく8日に頂きま

したね。紙一枚で。大変私がつくりしたんです。紙一枚で。ここには真摯に反映したというふうに書いていただいているんですけども、やっぱり真摯にというんでしたらね、出した項目について、いろいろこうですよ、ああですよという返事を頂きたい。そういうふうに思っています。そういうものがなくて、今こういうね、県の対応についてというこれを、その返事やということでしたけども。何か大ざっぱですね。私ら一生懸命、この前も言いましたけども、無い知恵絞って書いたものを、この紙一枚でガバッとするような格好でね、こうですわと言われてもちょっと何とも、そうか、そんなものかなあというふうに思うのが今の心情です。以上です。

住民： ■■■さん、一言だけ言わせてください。

住民： ちょっと待ってください。

部長： 今の件、申し訳ないと思いますけども、私らとしては、先ほど言いましたように2月13日の回答ですね、それをもってですね、県はその時点で、大きな局面の転換にあたって、それだけの思いをですね、全部受け止めてですね、県として紙に凝縮させてもらった。そういう思いでこれにさせてもらってます。確かに、一つ一つにお答えしていませんけれども、そういう意味で皆さんの総意と言いますかね、住民の方の思いをですね、思いとして、しっかり僕は受け止めさせてもらったつもりです。そういう意味で水くさい答えだと怒られるかもしれませんが、これは今後の県のこれに対する対応を是非とも見ていただけたらと思います。

住民： だから基本要件としては私ら要求してないから。それに一個一個については何の返事も頂いてないんでね。それについて、もう無くなったと思っていただいたらちょっと困るのかなと。私らの意思ですんで。それと、ここに書いてある質問書というのは、質問であって希望なんです。住民の希望なんです。そういう希望であることを質問として書いてるんで。

部長： 私は、この質問は皆さんの希望だということを受け止めましたけども。たくさんおられるかもしれないです。

住民： はい、その件はまた交渉させてもらいます。7自治会の方で。スケジュールね、はい、どうぞ。

住民： すいません。今日いろいろお話をさせていただいている訳ですが、まだまだ同意させていただく上にはですね、お聞きしたいことが前提としてたくさんございます。3月末までに、やはり同意をできるだけできるような状況にとにかくするためにですね、あとどれくらいの説明会を、どういう日程でやっていただけるんでしょうか。私、今日、実は、3分の1も聞きたいことをお伺いできてないんです。

部長： 私どもも、この1回で全て説明しきれてるとは思ってませんけれども。明日から議

会が始まりますので、議会の日程もあります。そういう意味で、また寄せてもらうことについては、私どもやぶさかではありません。また7自治会の方で、その辺ご相談いただいて、いついつと事務的にお詰めていただき。私どもこれから、いろいろ質問とかたくさんあって、もし対応できない場合は、また上田で来る場合もありますけれども、いずれにしても、質問に丁寧にお答えさせていただくということはしますので、はい。

住民：もう2月半ばですからね。時間がそんなにないんですよ。

住民：はい、      さんどうですか。よろしいですか。      さんどうですか。よろしいですか。ほか7自治会の方で、もうよろしいですか。そしたら、はい、一言。

住民：6自治会の皆さん。本当にごくろうさまです。今日たくさんみんな来ました。

住民：話、聞いてください。

住民：これは飲み水に関わることですのでね、周辺自治会の皆さんはもちろんですけれども、私たち栗東市民は7割飲んでます、地下水を。その地下水をどうなるかという大事なことですので、一言だけ言わせていただきたいと思います。で県が提案しているこの調査方法では見つからない、有害物を見つけに行くとおっしゃっていますが、これでは見つけられない。むしろ無いというふうに結論付けるというふうに心配してます。といいますのは、10ページの55番に載ってますけども、市道側の100余りのドラム缶が見つかったあの現場にいた者にとってはね、本当にあの臭気を発した廃油、その固まり、ドロドロの水、こういうものがね、該当しないということを書かれてる。それから鉛が基準を超えているけれどもこれは該当しない。こういうふうなことでね、溶出というふうな検査法では、これは見つからないです。ボーリングをして、その中で、ドラム缶、ドラム缶で書いてますけれども、これは日本語の間違いですね。金属のドラム缶が特管物ではなくて、ドラム缶に入れて運ばれたもの。それを焼却しないで埋めたというのが、その犯罪の環境汚染の最大のものですけども、そのドラム缶何千本とあるという証言が県にされている訳ですから、それを見つけるための調査にはとてもならないと私たちは思います。で、調査委員会、有識者委員会というのは、これはもう県の専門委員会の二番煎じになるんじゃないかという心配をしております。こういうことで、私はこの調査計画については、もっともっと住民の意見を聞いていただきたい。7自治会以外でも本当に心配してきて10年もやってきたものを無視するということは絶対できないことだと思っております。よろしく願います。

住民：はい、この辺で終わりたいと思います。最後にまた、部長さん。

部長：大変長時間いろいろお世話になりありがとうございました。いろんなことをこちらでも申し上げまして、失礼なことを言ったらお許しいただきたいと思います。どうか今日の会議も解決に向けた共に踏み出す第一歩になりますよう、お互いにこれからも頑張っ



ていきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

以上